

第6章 宇治市子どもの貧困対策推進計画（素案）

1 子どもの貧困対策の背景と目的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月より施行されました。同年8月には、「子供の貧困に関する大綱」が策定され、10の基本的な方針、25の子供の貧困に関する指標とともに、指標の改善に向けた当面の重点施策として【教育の支援】【生活の支援】【保護者に対する就労の支援】【経済的支援】【子供の貧困に関する調査研究等】【施策の推進体制等】の6施策が示されました。

令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等が目的に追加されたほか、基本理念の見直し、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定について努力義務の明記、個別施策に関する規定の改正等がなされました。

令和元年8月の子供の貧困対策に関する有識者会議における提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」では、これまで「子供の貧困に関する大綱」に基づき、様々な取組が進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価できる、とされた一方で、なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在しており、これまで以上に効果的な取組を進める必要があるとされました。また、今後の子供の貧困対策を講じるにあたり踏まえるべきものとして、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援、②地方公共団体による取組の充実、③支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援の3つの視点が示されました。

また、京都府では平成27年4月から令和2年3月までの5年間を計画期間とした「京都府子どもの貧困対策推進計画」が策定され、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します、という基本理念や4つの当面の重点施策等が示されました。

このような状況において宇治市では、平成27年3月策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施、生活保護や生活困窮世帯に対する個別事業など様々な取り組みを行ってきたところです。しかし、子どもの貧困は、様々な問題が複合的に絡み合い発生することから、関係部署が連携し、包括的に支援を行っていく必要があります。

したがって、子どもの貧困対策という視点から体系的に施策を取りまとめることにより、今後子どもが健やかに、安心して成長できるための施策を推進する観点から「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定と併せて、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。

これにより子どもの貧困対策を総合的に推進し、貧困の負の連鎖を断ち切ることで、「全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していけるまち 宇治」を目指します。

2 子どもの生活の現状と課題

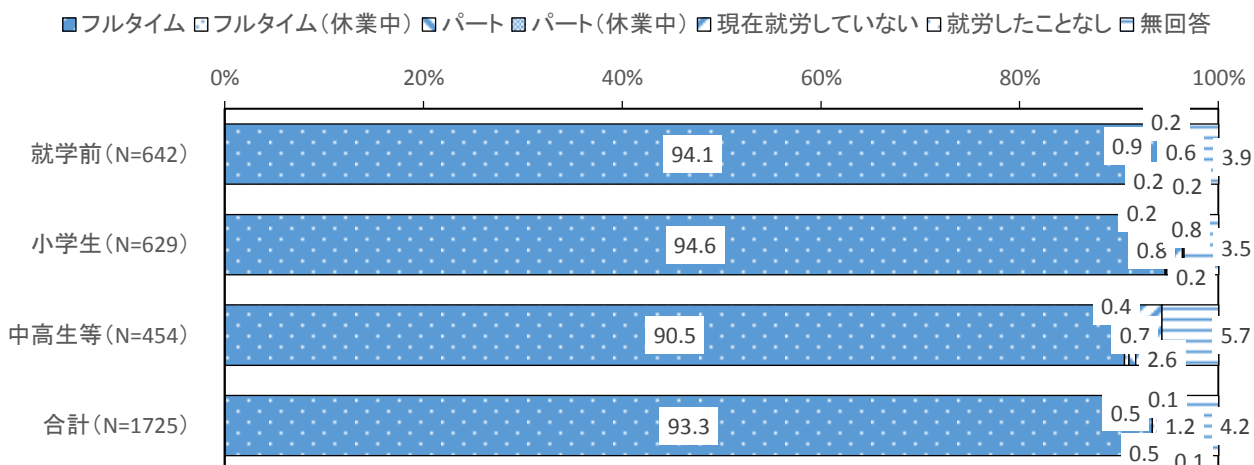
(1) 世帯の生活状況について

①保護者の就労状況

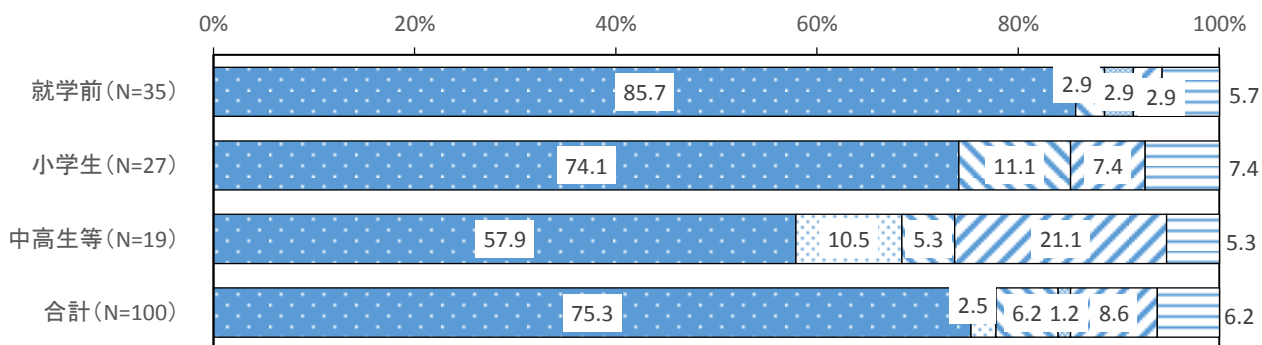
- 全体で、父親は「フルタイム（休業中を含む）」の割合が大半となっており、母親については、就学前では「フルタイム（休業中を含む）」が最も高く、小学生、中高生等では「パート・アルバイト（休業中を含む）」が最も高くなっています。
- 「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」では、父親の就学前児童、小学生、中高生等のいずれも「フルタイム（休業中を含む）」の割合が全体と比較して低くなっています。
- 「ひとり親世帯」の母親は、「フルタイム（休業中を含む）」の割合が高い一方で、「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」の母親については、小学生では「パート・アルバイト（休業中を含む）」が高くなっています。

<父親の就労状況>

ア. 全体



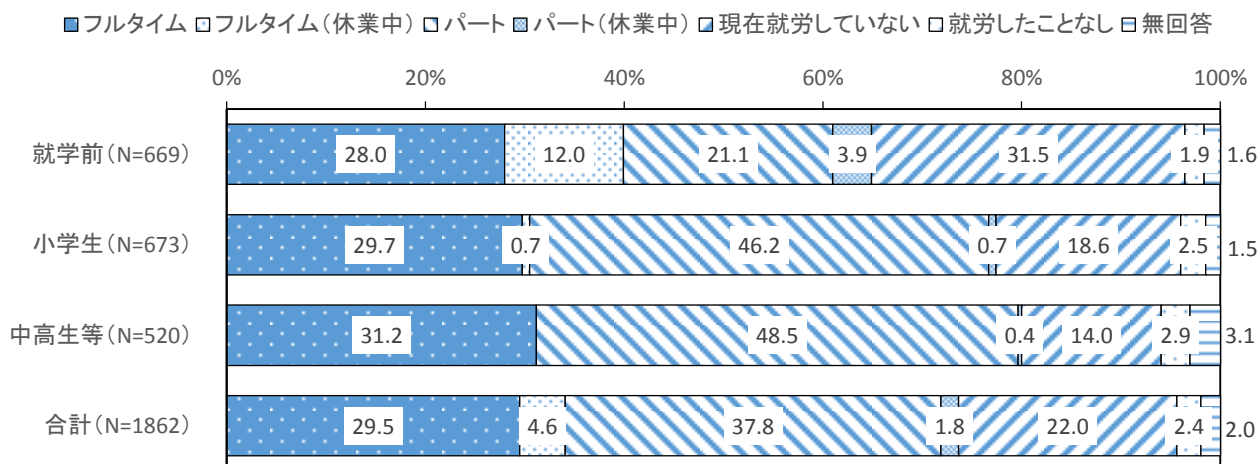
イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



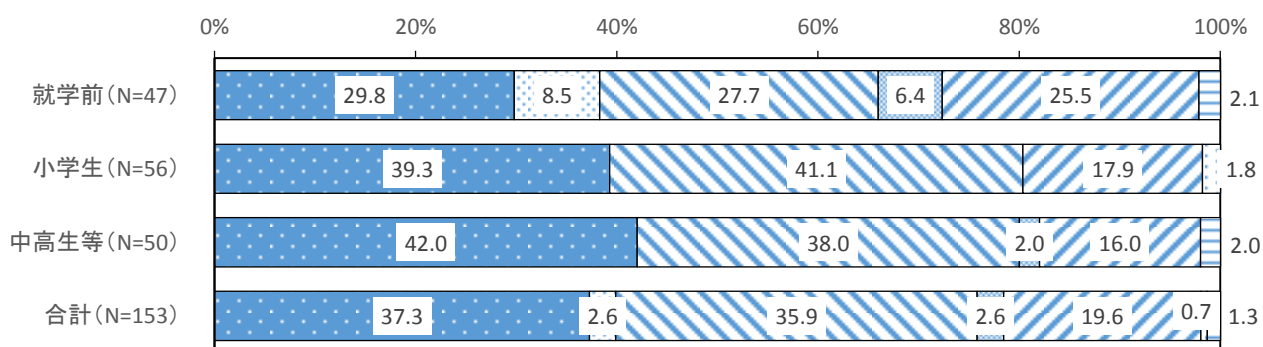
※ひとり親世帯については、父親の標本数が少ないため掲載していません

<母親の就労状況>

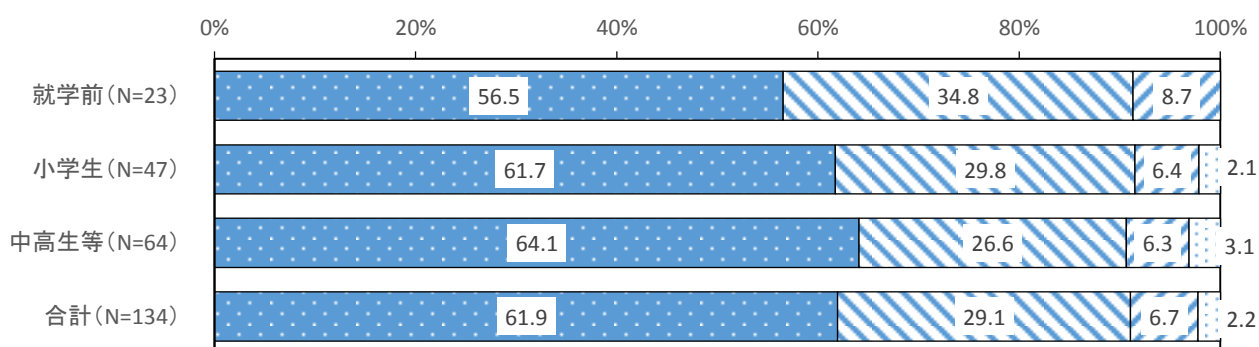
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

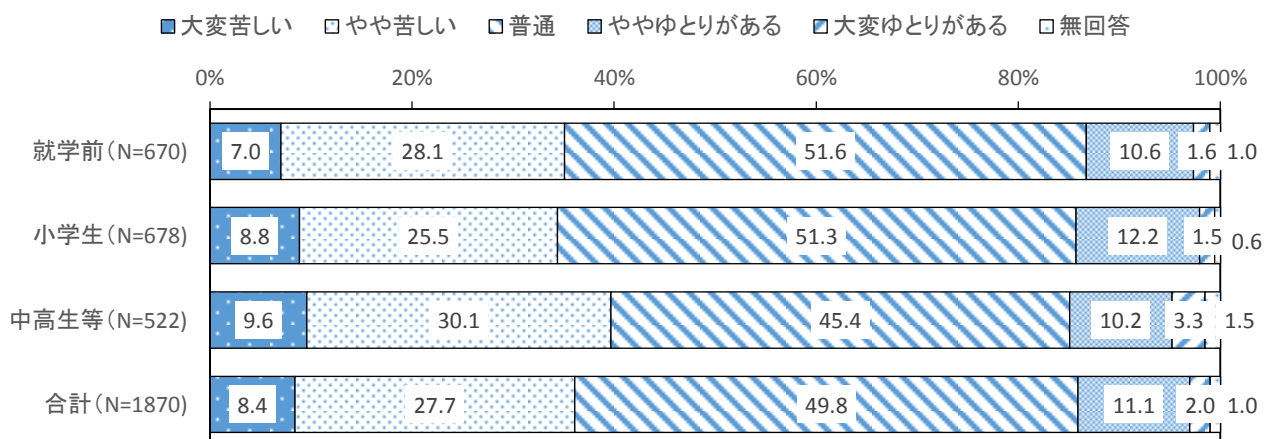


② 現在の暮らしに関する認識

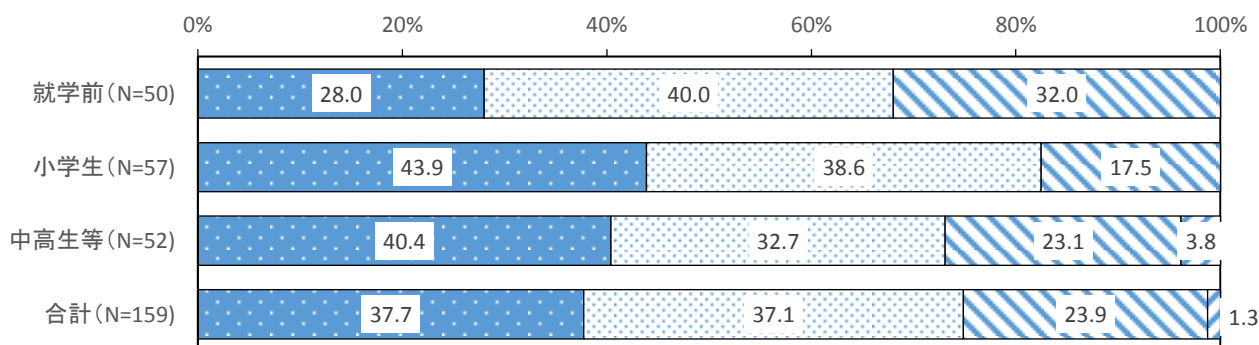
- 現在の暮らしに関する認識について、全体で、就学前、小学生、中高生等のいずれも「普通」の割合が最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が高くなっています。
- 「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」の現在の暮らしに関する認識については、就学前が「やや苦しい」の割合が最も高く、小学生、中高生等については「大変苦しい」の割合が最も高くなっており、全体よりも「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなっています。
- 「ひとり親世帯」の現在の暮らしに関する認識については、就学前、小学生、中高生等のいずれも「やや苦しい」の割合が最も高くなっており、全体よりも「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなっています。

<暮らし向きに関する認識>

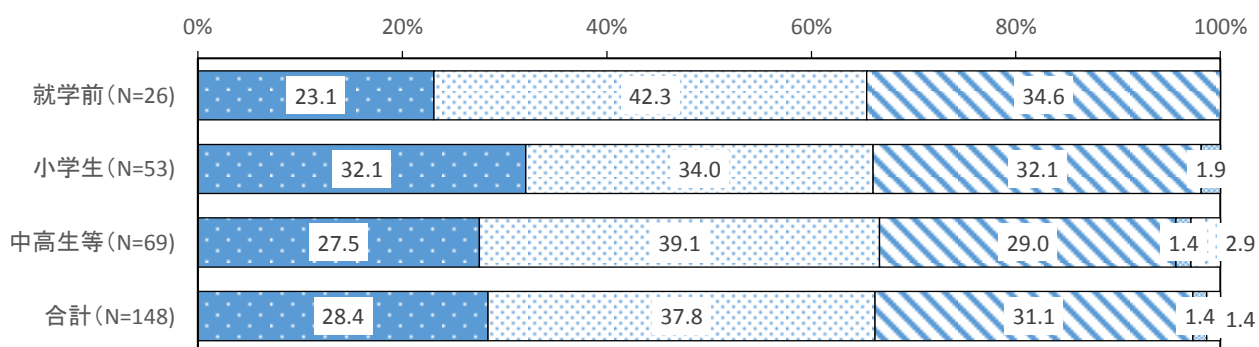
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯



③ 家計の状況

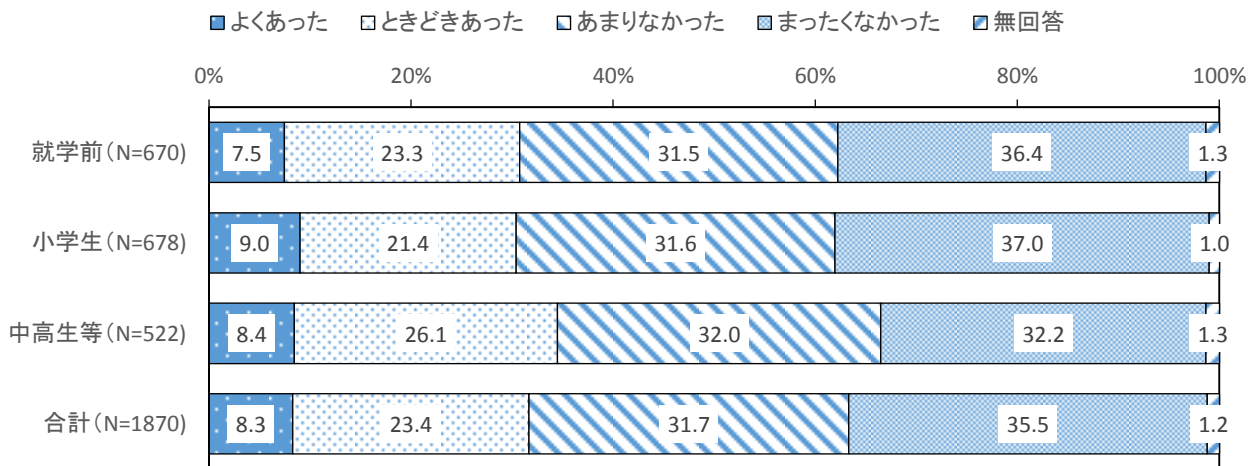
- ・過去 1 年間に急な出費などで家計のやりくりができなかった状況について、全体で就学前、小学生、中高生等のいずれも「まったくなかった」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」では、就学前で「ときどきあった」の割合が最も高く、小学生、中高生等では「よくあった」の割合が最も高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」では、就学前、小学生、中高生等のいずれも「ときどきあった」の割合が高く、

小学生は「あまりなかった」と「ときどきあった」の割合が同じとなっています。

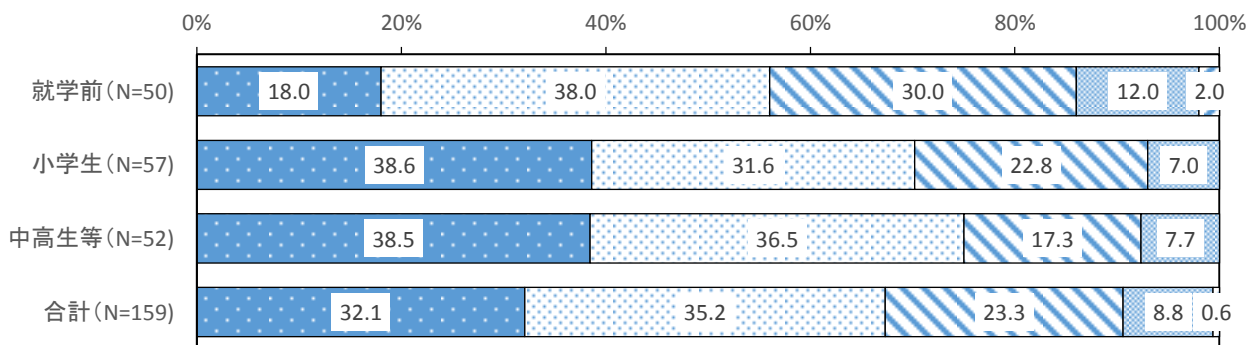
- ・「家賃・住宅ローンの滞納」「電気・ガス・水道料金の滞納」「電話料金の滞納」「その他債務の滞納」の4項目について、就学前、小学生、中高生等のいずれも「なかった」の割合が最も高くなっています。また、4項目すべての「あった」の割合は、「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」または「ひとり親世帯」の方が全体より高くなっています。

<家計のやりくりができないこと（過去 1 年）>

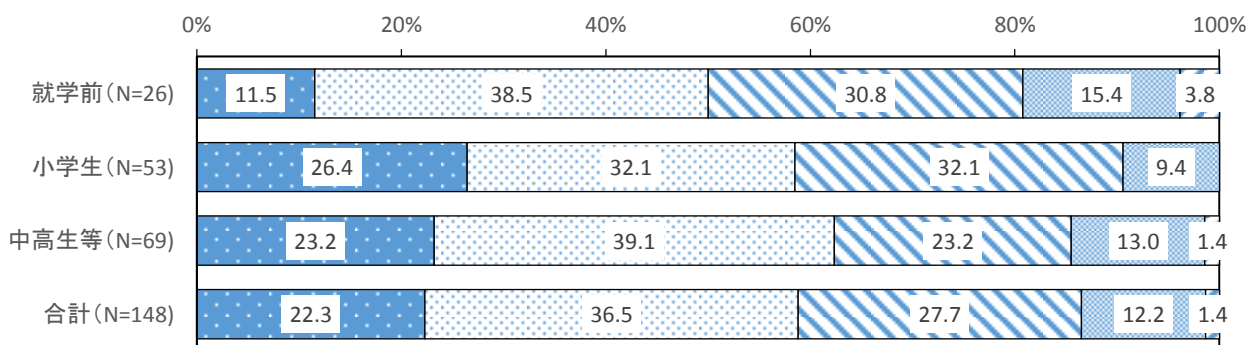
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

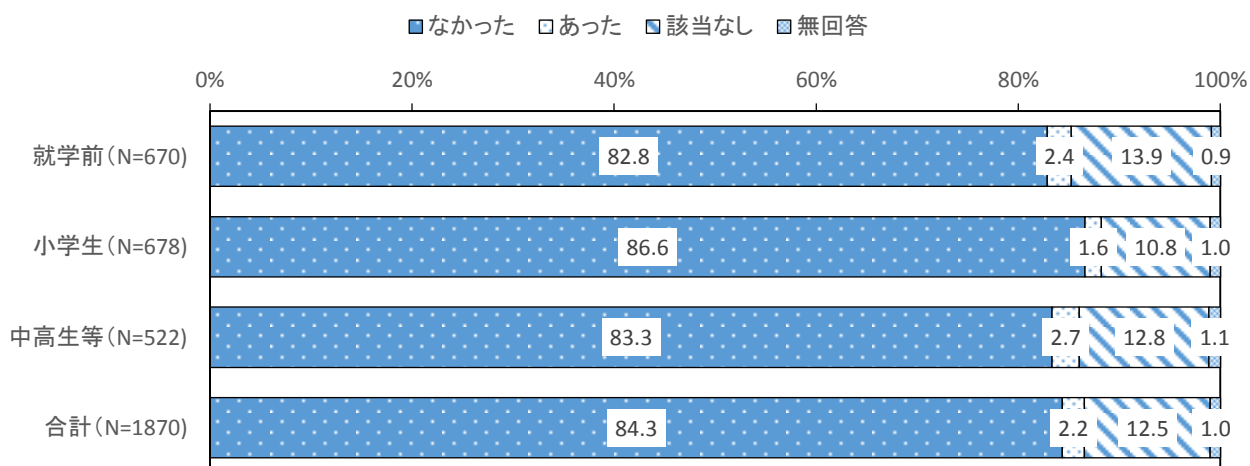


ウ. ひとり親世帯

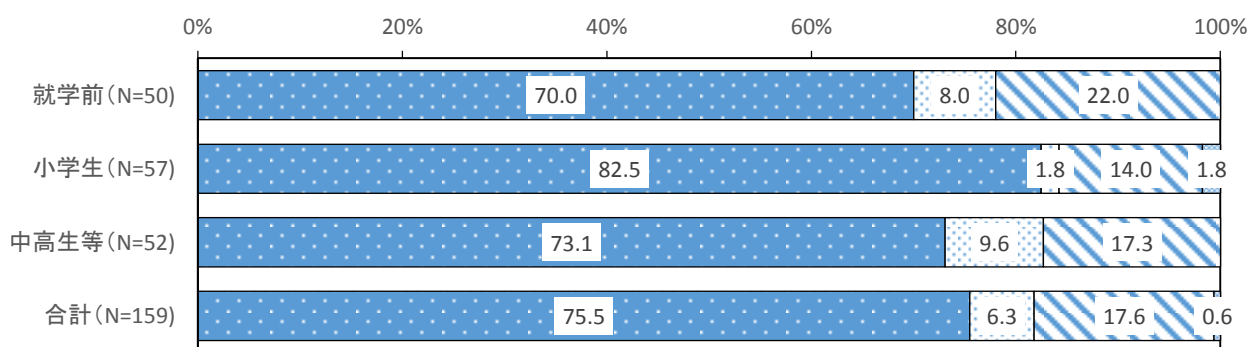


<家賃・住宅ローンの滞納>

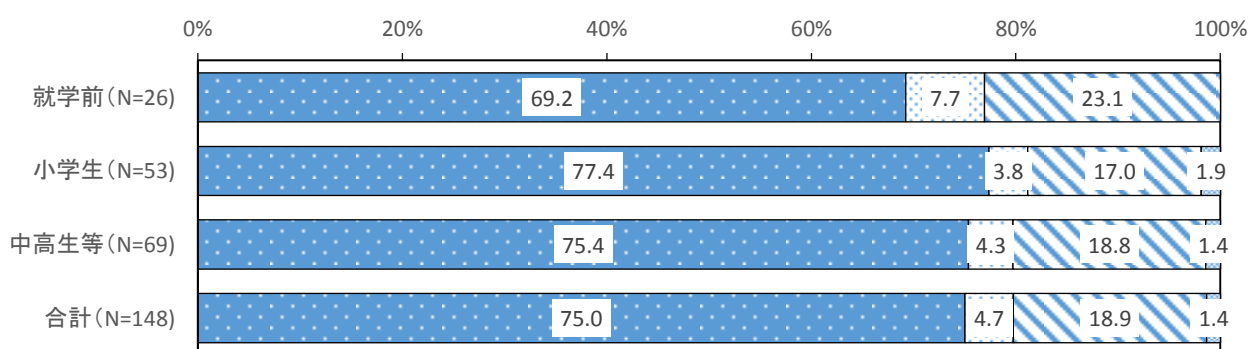
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

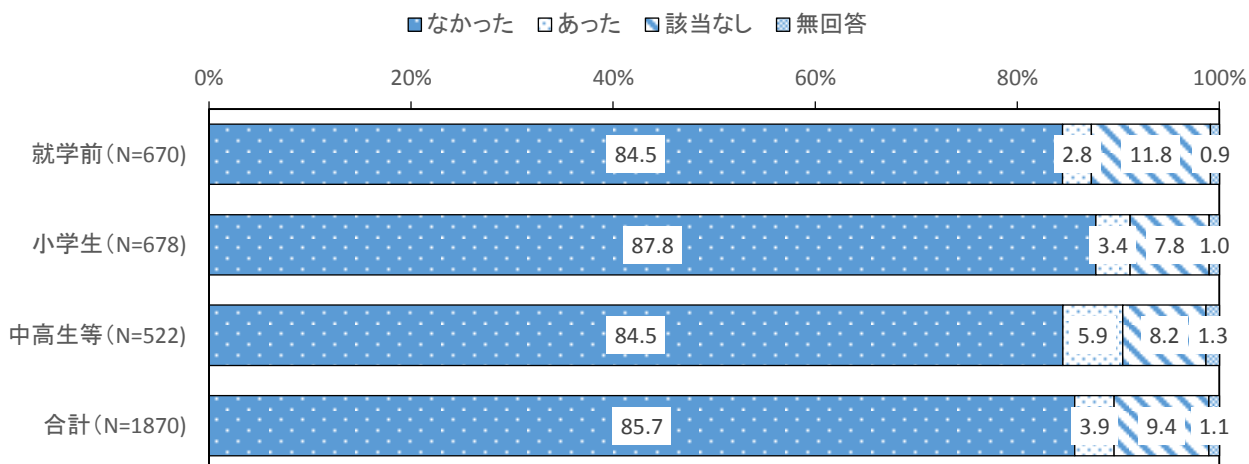


ウ. ひとり親世帯

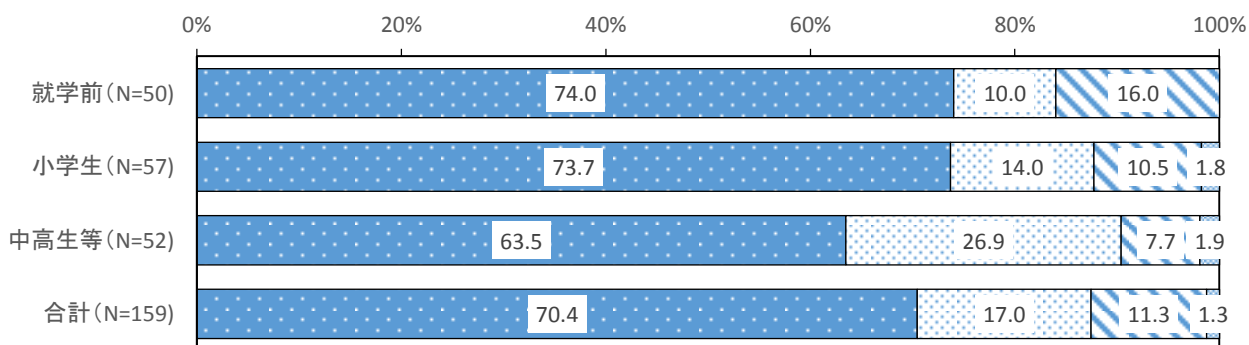


<電気・ガス・水道料金の滞納>

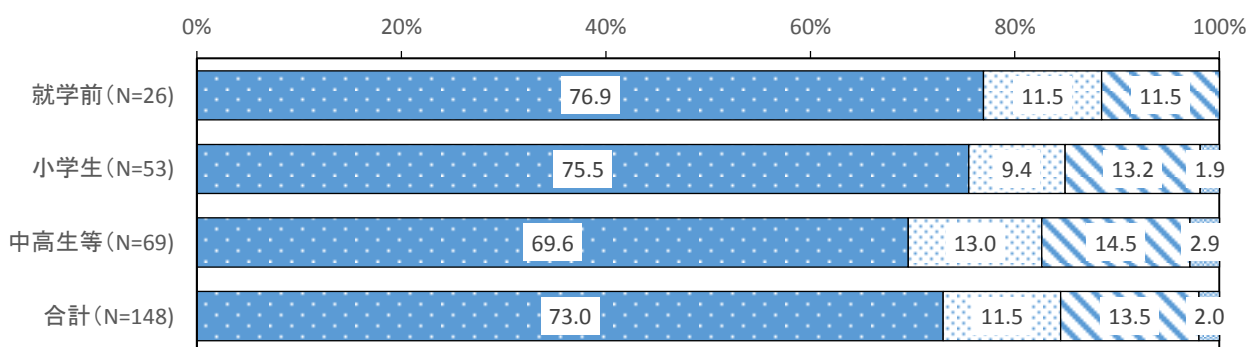
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

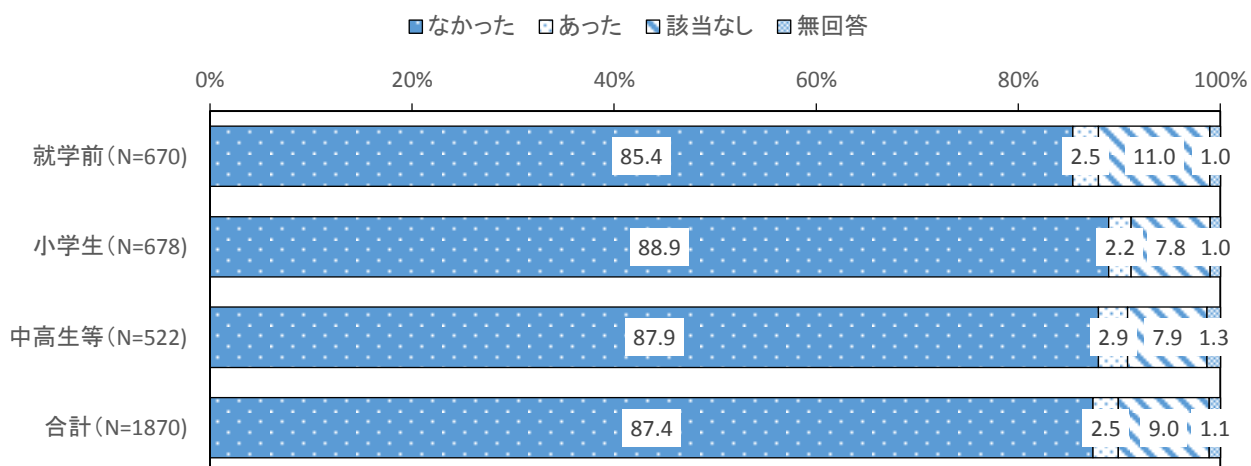


ウ. ひとり親世帯

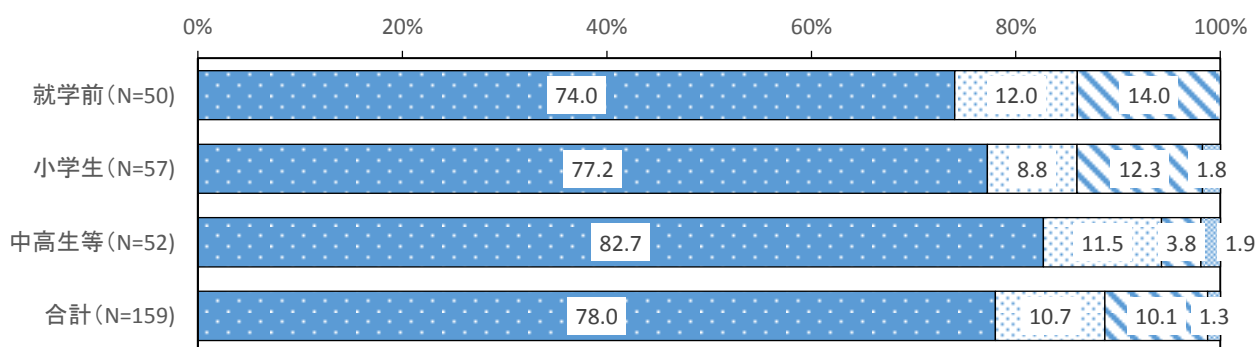


<電話料金の滞納>

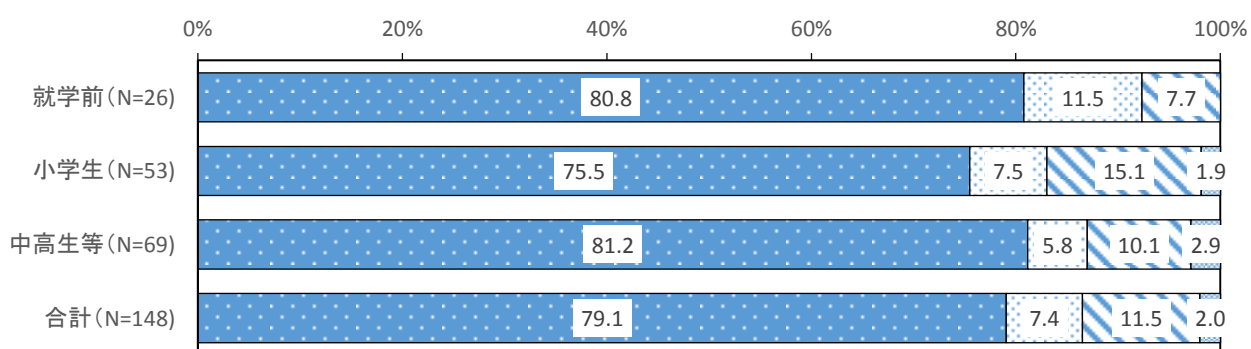
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

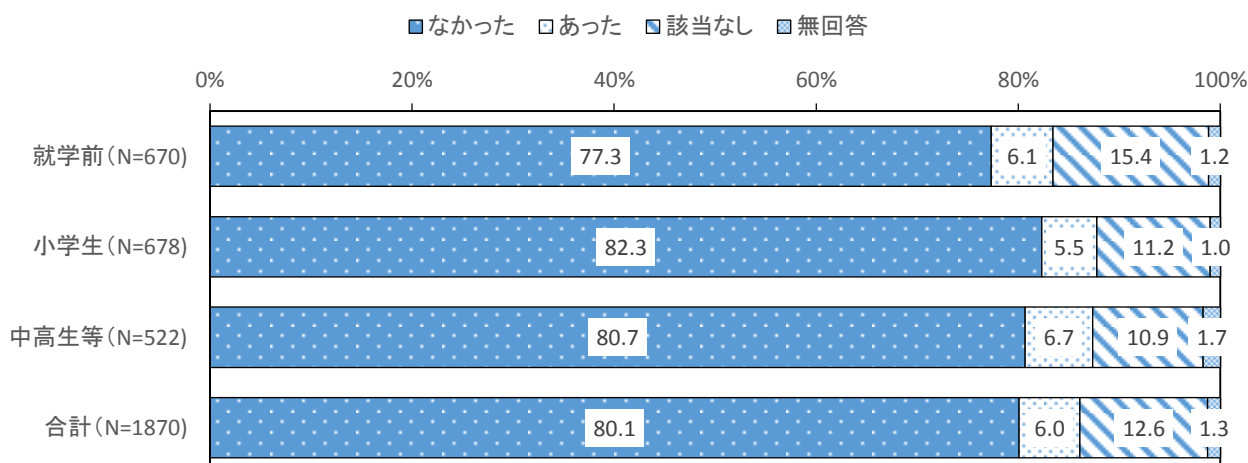


ウ. ひとり親世帯

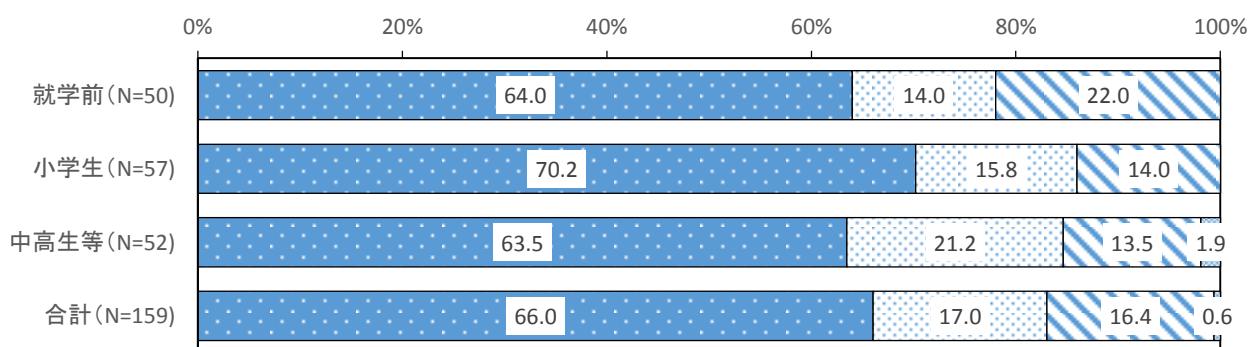


<その他債務の滞納>

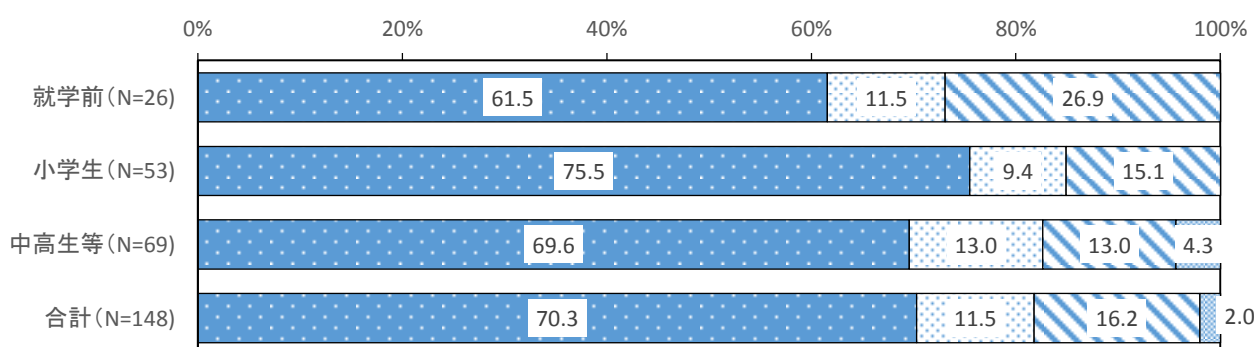
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯



(2) 子どもの状況について

①学習塾の利用状況

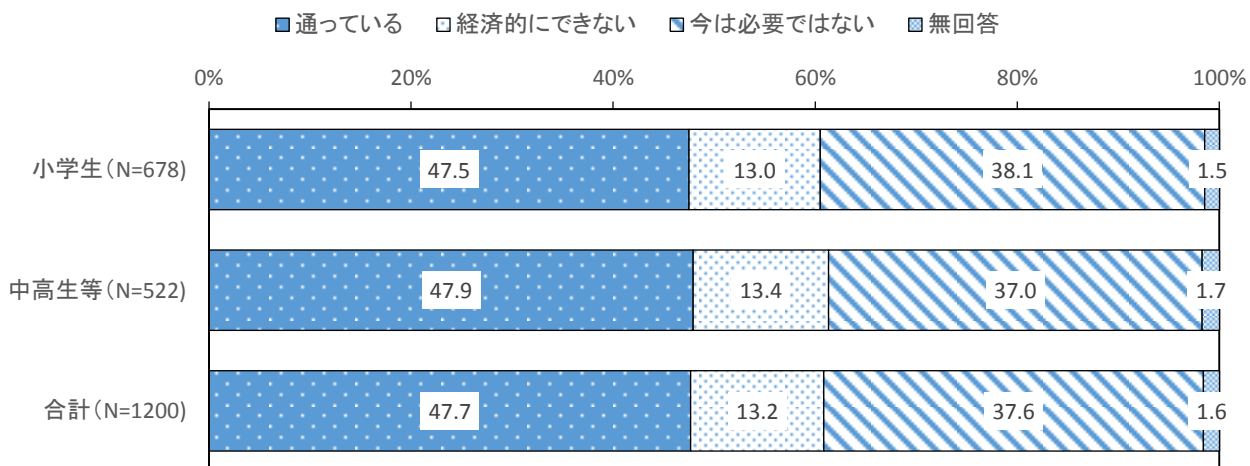
- ・学習塾の利用状況について、全体では小学生・中高生等のいずれも「通っている」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」では、小学生・中高生等のいずれも「経済的にできない」の割合が最も高くなっています。全体と比較すると、「通っている」の割合がおおむね半分程度の割合です。

となっており、「経済的にできない」の割合がかなり増えています。

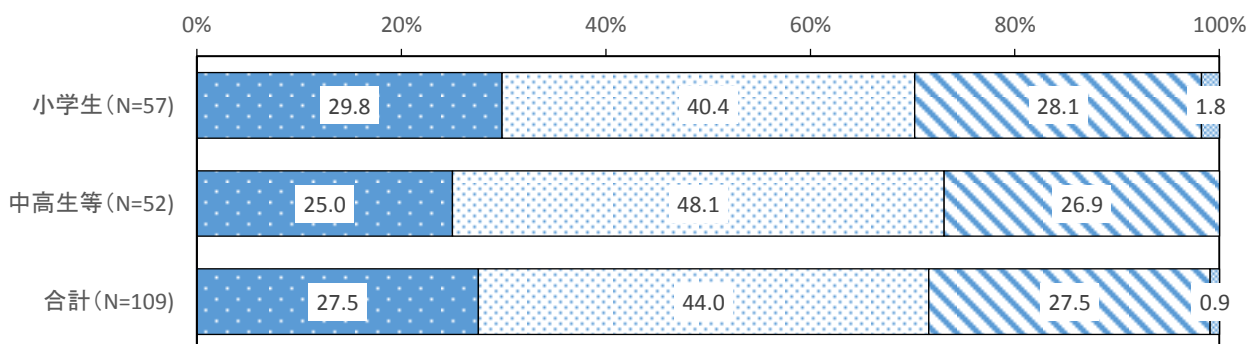
- ・「ひとり親世帯」では、小学生、中高生等のいずれも回答内容はほぼ同割合となっており、「経済的にできない」が全体と比較して高くなっています。

<学習塾の利用状況>

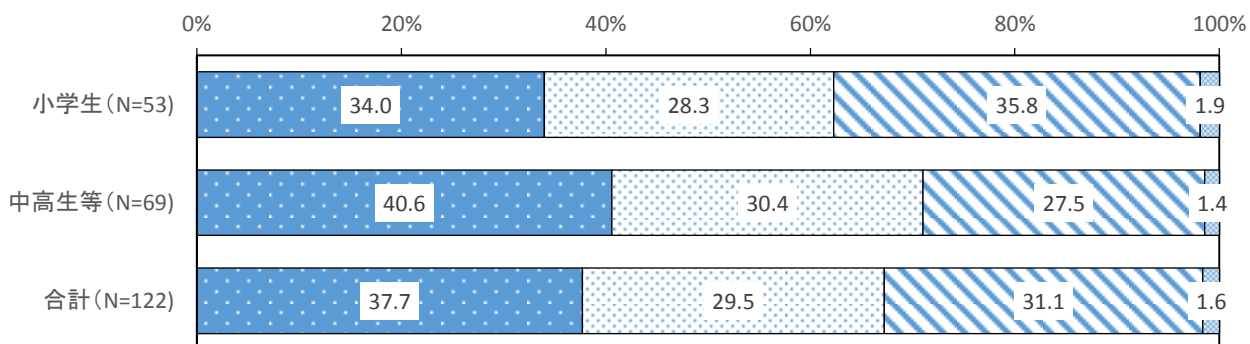
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

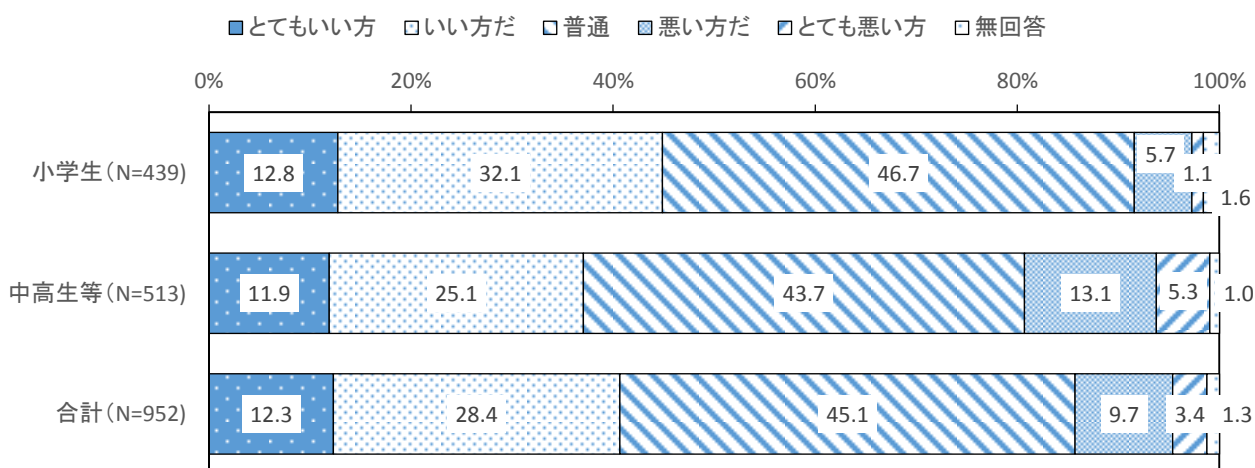


②学校での勉強の成績

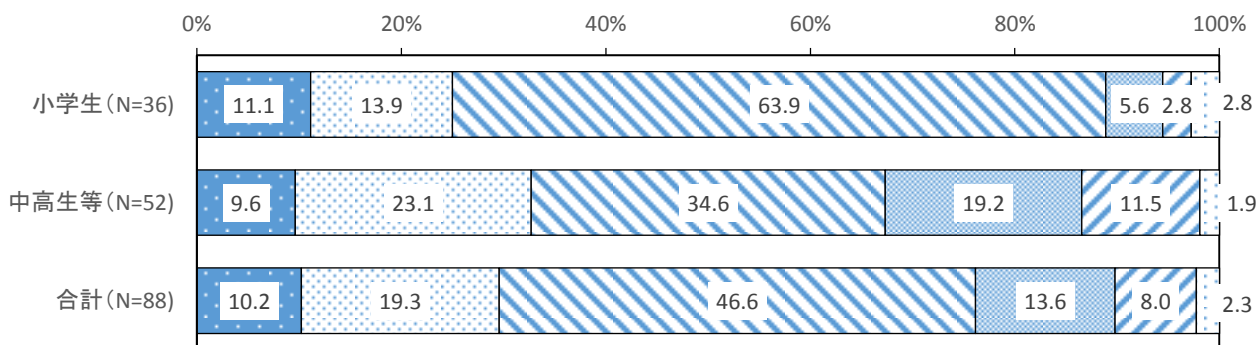
- ・学校での勉強の成績について、全体で小学生・中高生等のいずれも「普通」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」では、小学生・中高生等のいずれも「普通」の割合が最も高くなっており、次いで「いい方だ」の割合が高くなっています。中高生等で「とても悪い」の割合が、全体と比較して高くなっています。

<学校での勉強の成績>

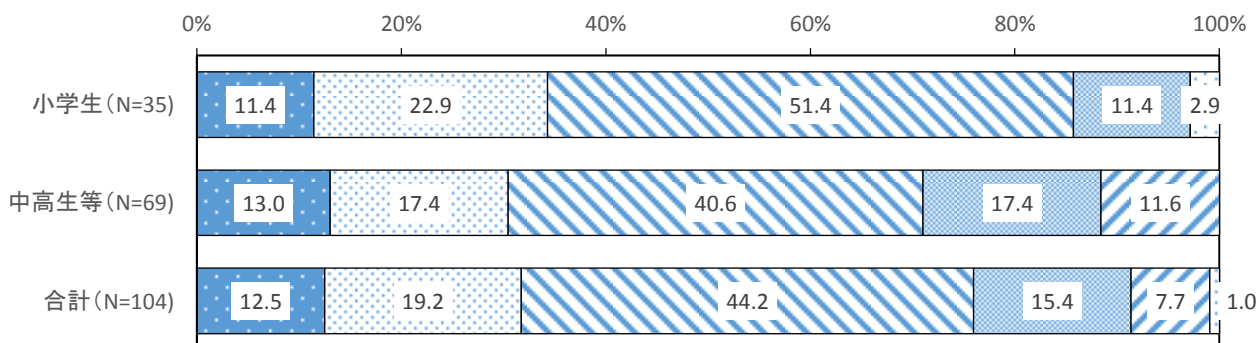
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

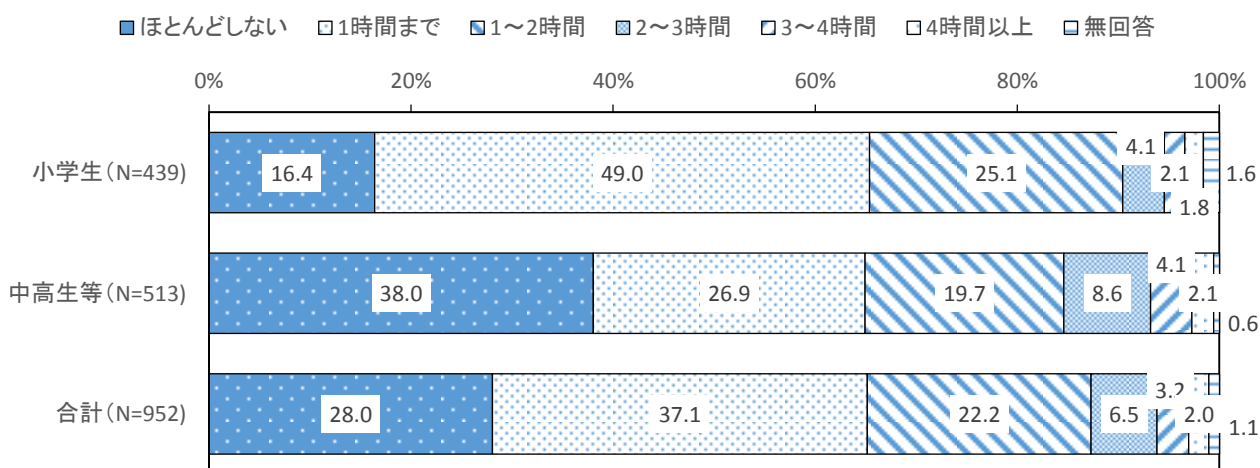


③ 家での勉強時間

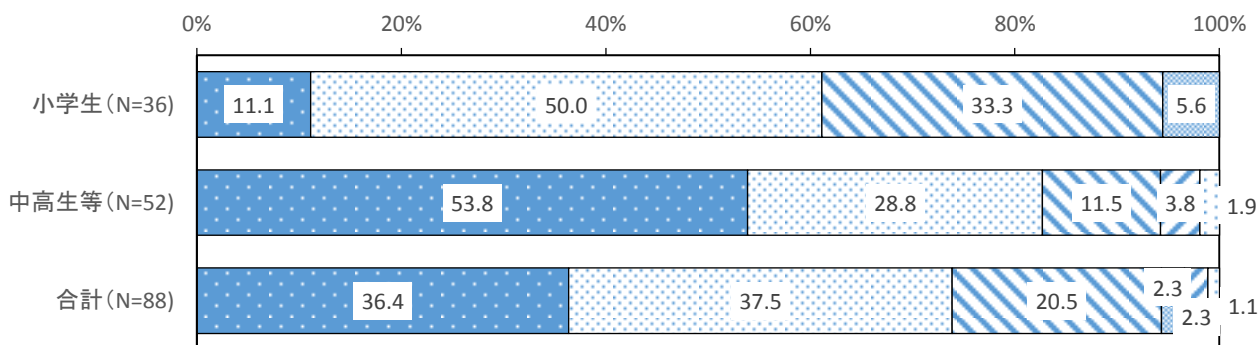
- ・家での勉強時間の状況について、小学生が「1 時間まで」の割合が最も高く、中高生等は「ほとんどしない」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」では中高生等の家での勉強時間について、「ほとんどしない」の割合が全体と比較して高くなっている一方で「4 時間以上」の割合も全体と比較して高くなっています。

<家での勉強時間>

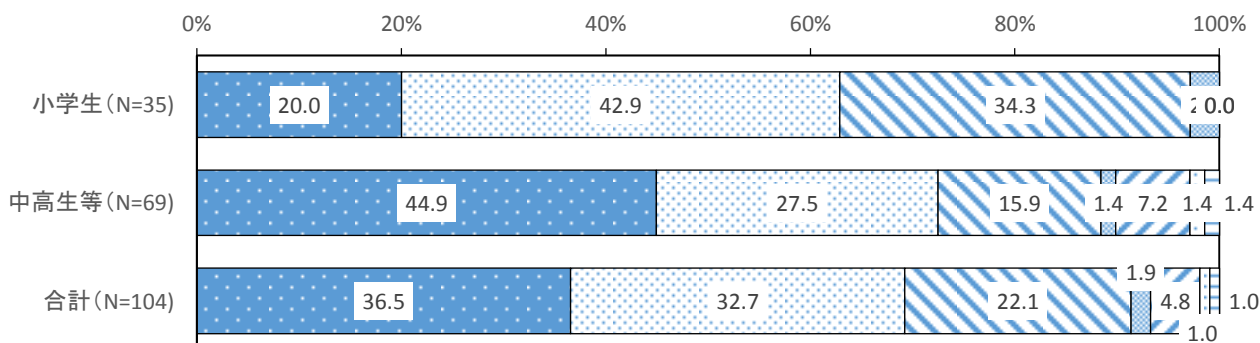
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

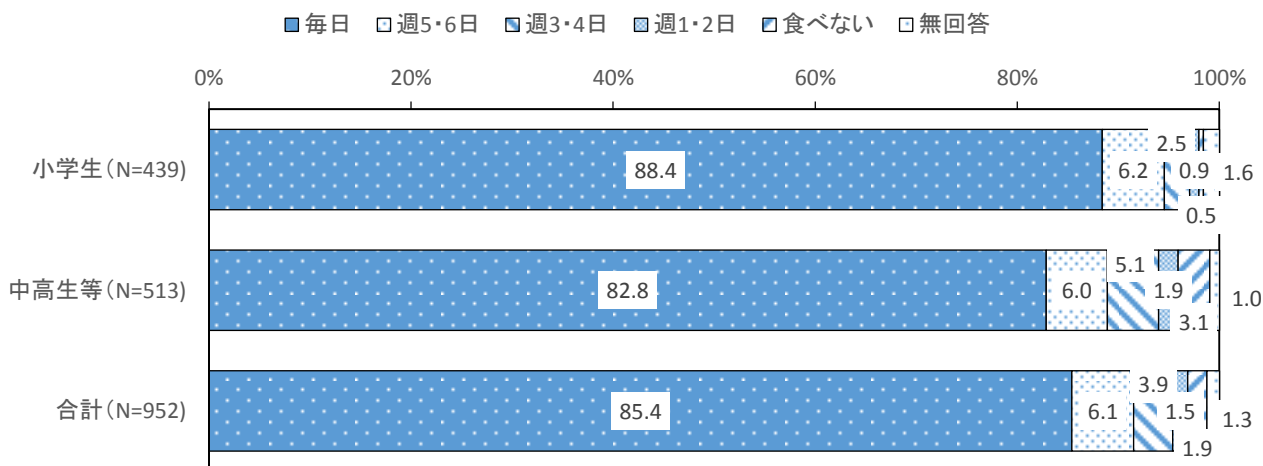


④ 子どもの食事の状況（朝食の状況）

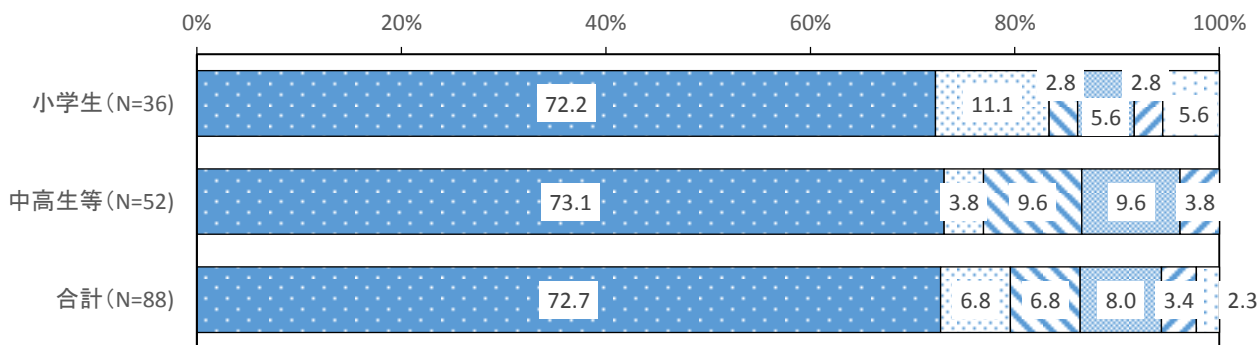
- ・朝食の状況について、小学生、中高生等のいずれも「毎日食べる」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」、「ひとり親世帯」では「ほとんど食べない」の割合が、全体と比較して高くなっています。

<朝食の摂取頻度>

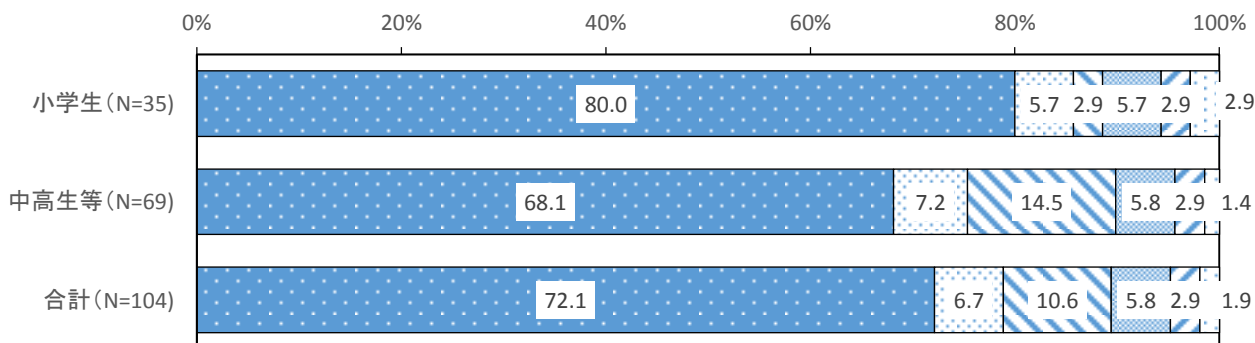
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

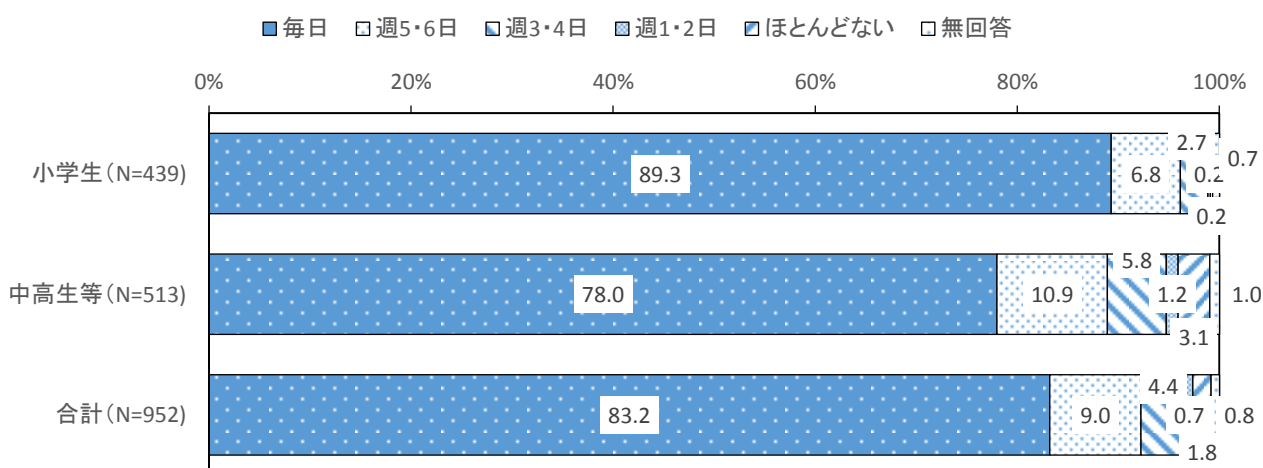


⑤ 子どもの食事の状況（3食の状況）

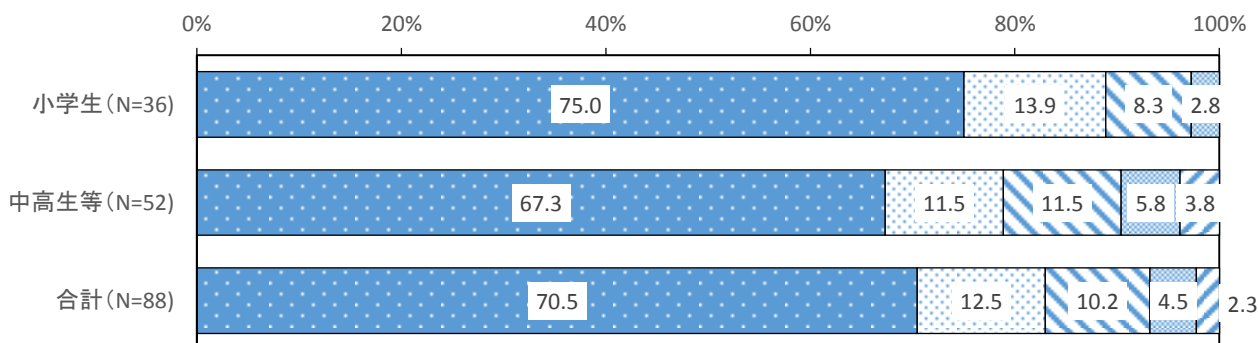
- ・朝・昼・晩の3食の状況について、小学生、中高生等のいずれも「毎日食べる」の割合が最も高くなっています。一方で小学生と中高生等を比較すると、中高生等の「毎日食べる」割合が低くなっています。

<3食摂取する頻度>

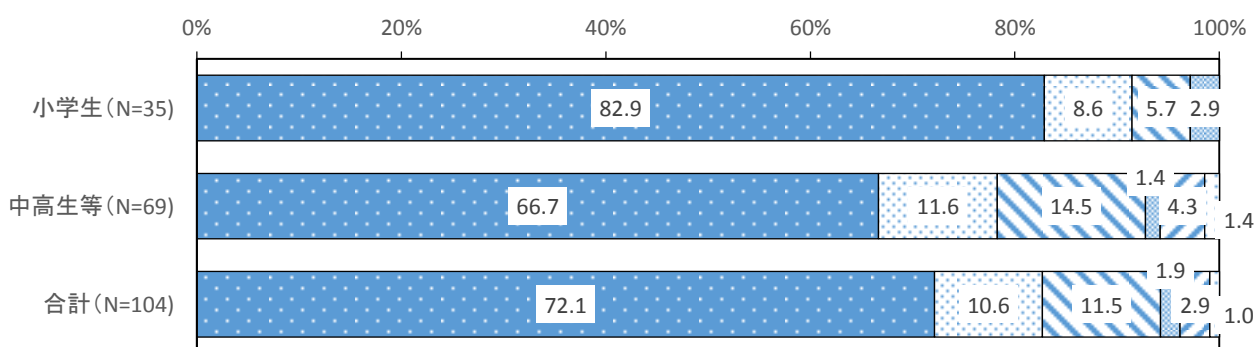
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

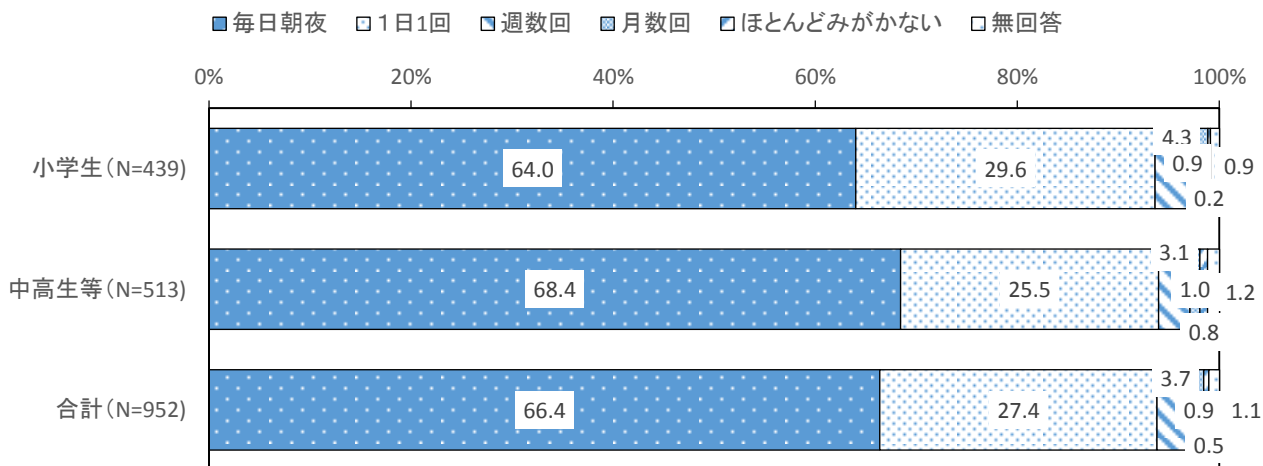


⑥ 歯磨きの状況

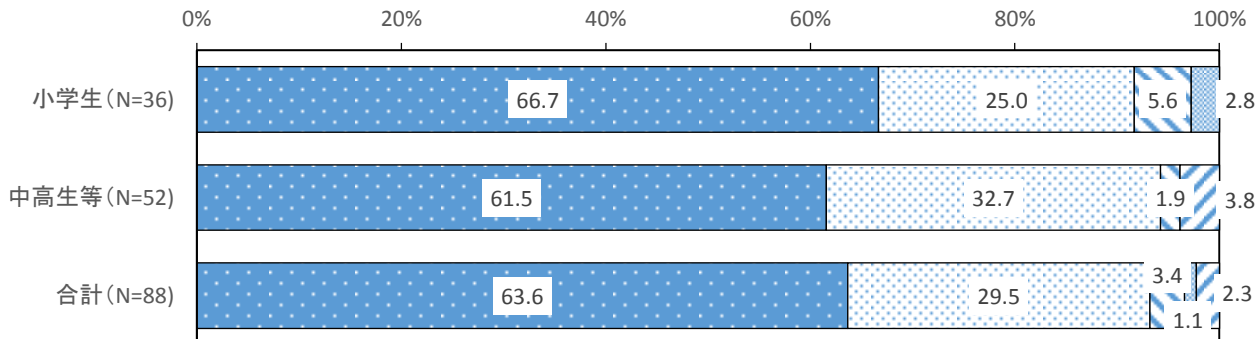
- ・歯磨きの状況について、小学生、中高生等のいずれも「毎日朝と夜にみがいている」の割合が最も高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」では、「週数回磨いている」の割合が、全体と比較して高くなっています。

<歯磨きの頻度>

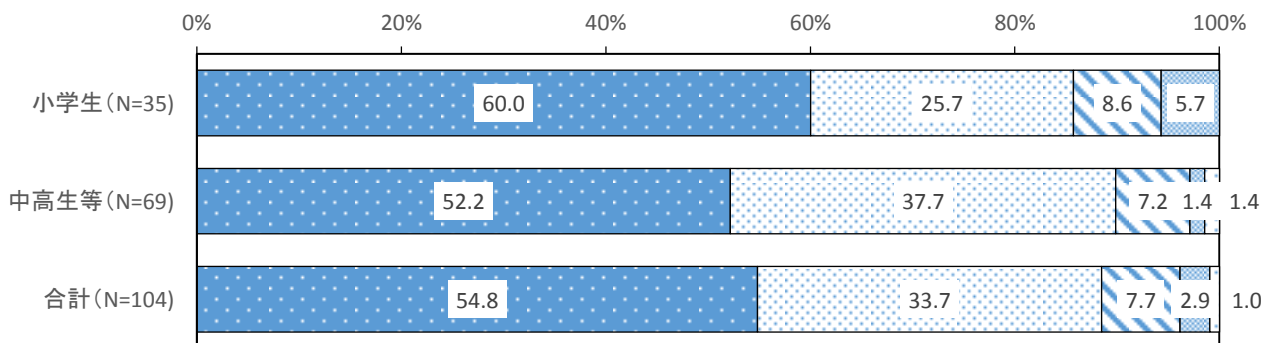
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

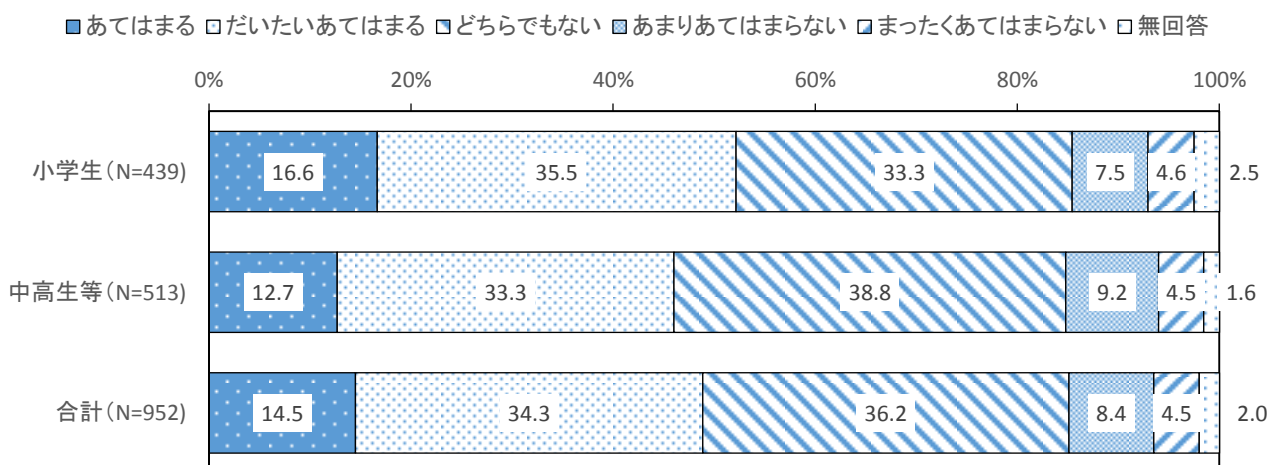


⑦ 子どもの自己肯定感

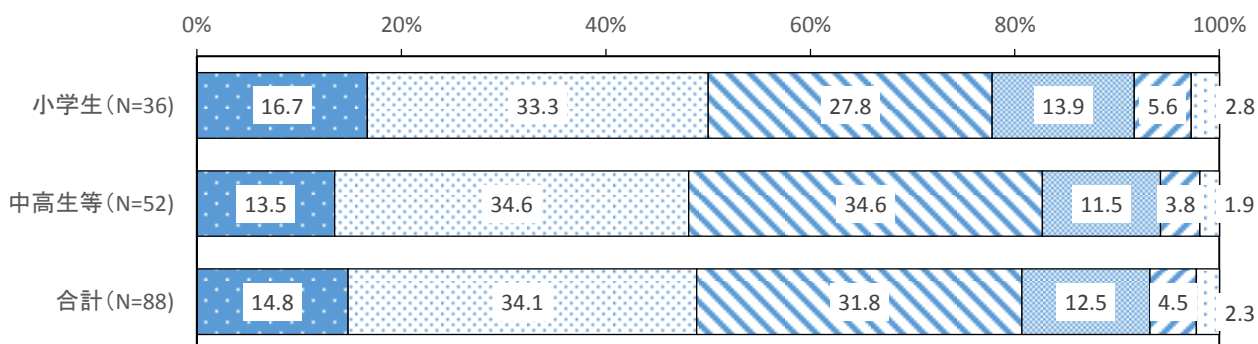
- ・「自己肯定感（自分のことが好き）」の設問では、「世帯収入 0～300 万円未満の世帯」、「ひとり親世帯」について全体と比べて大きな差はみられません。
- ・「自分は親に大切にされていると感じる」の設問では、「ひとり親世帯」の小学生、中高生等ともに「どちらでもない」の割合が全体と比べて高くなっています。

<自己肯定感（自分のことが好き）>

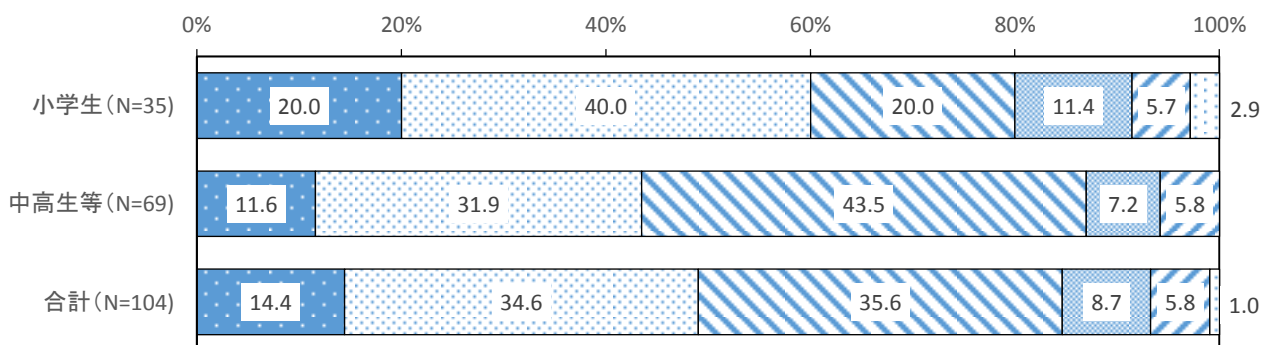
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

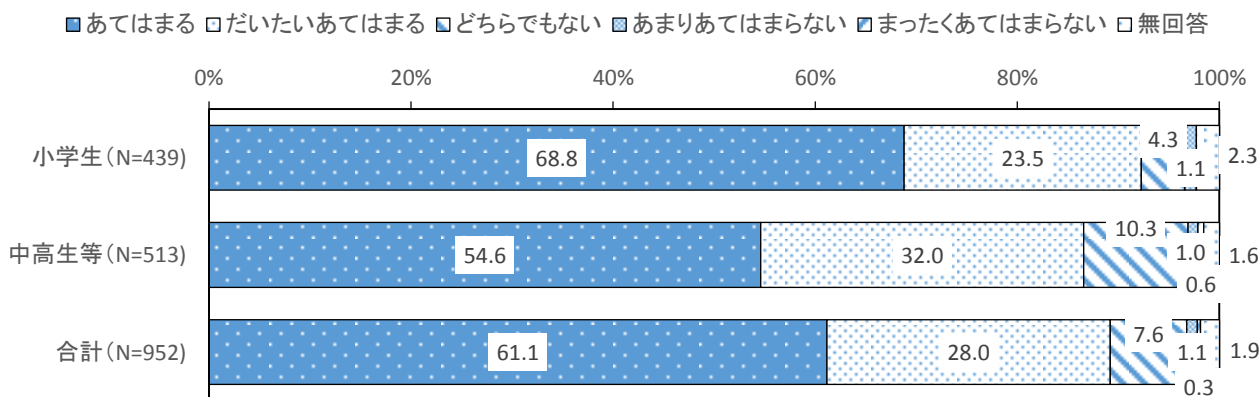


ウ. ひとり親世帯

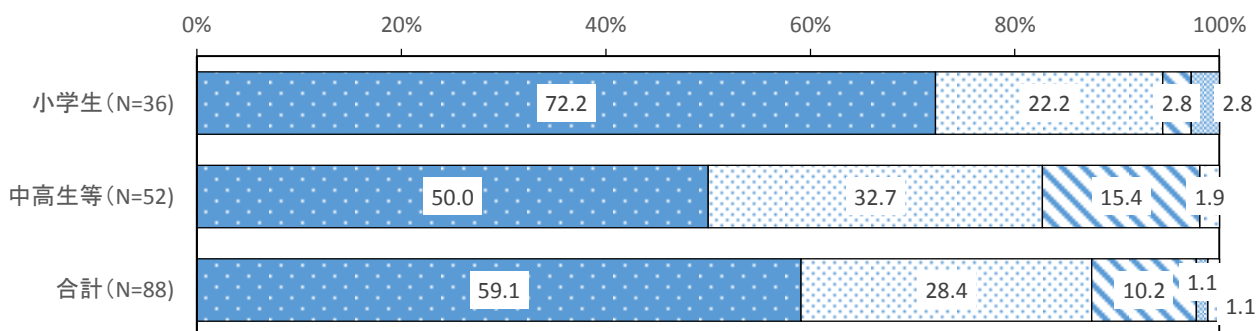


<自分は親に大切にされていると感じる>

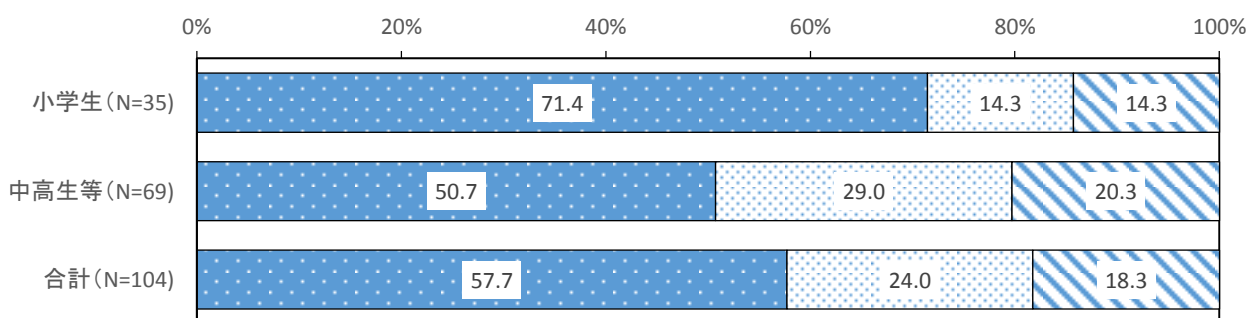
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



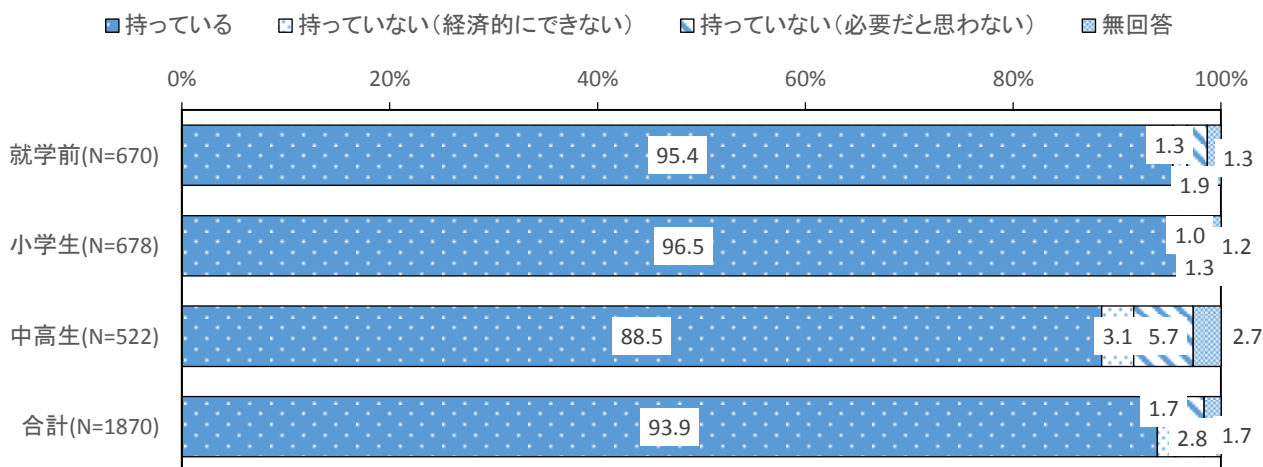
ウ. ひとり親世帯



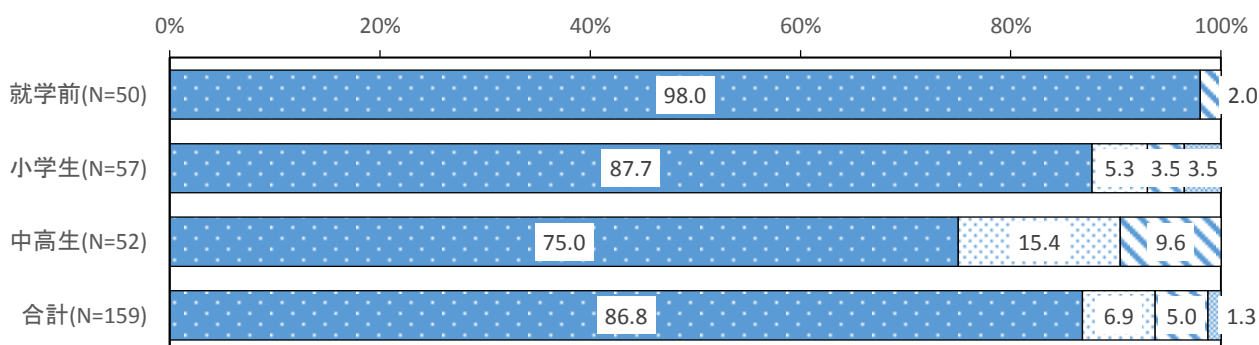
⑦ 子どもの所有物について

＜①絵本、図鑑などの本（学校の教科書やマンガを除く）＞

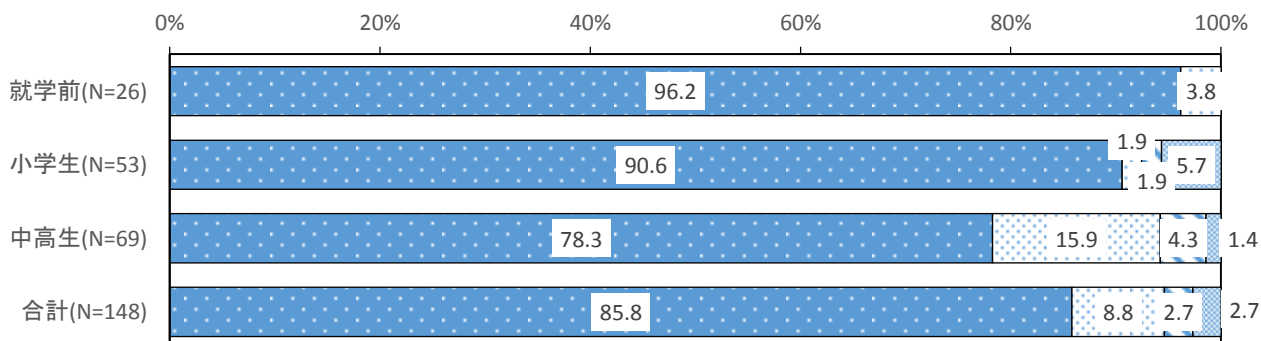
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

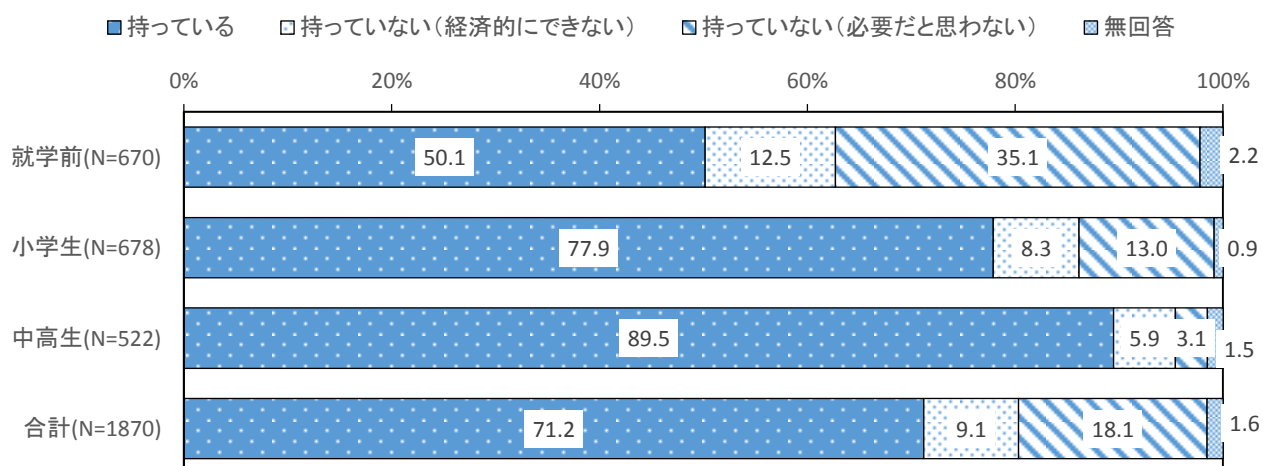


ウ. ひとり親世帯

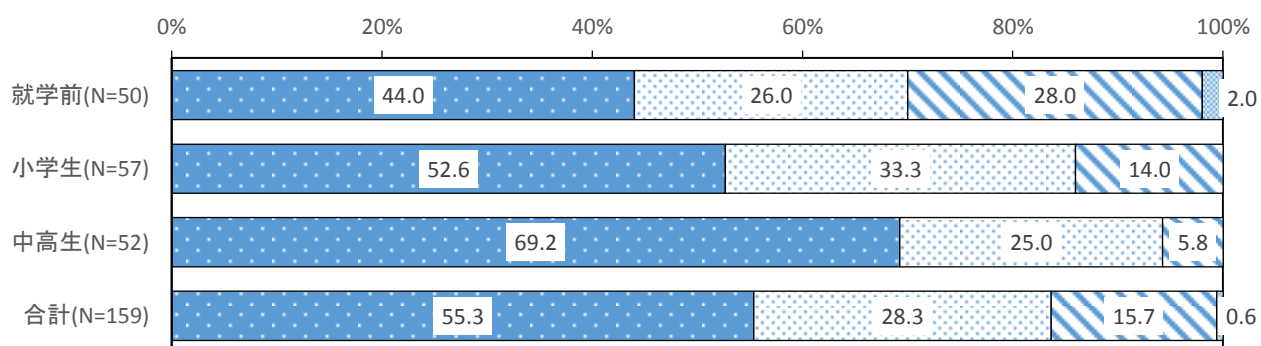


<②子ども部屋(きょうだいと一緒に使っている場合も含む)>

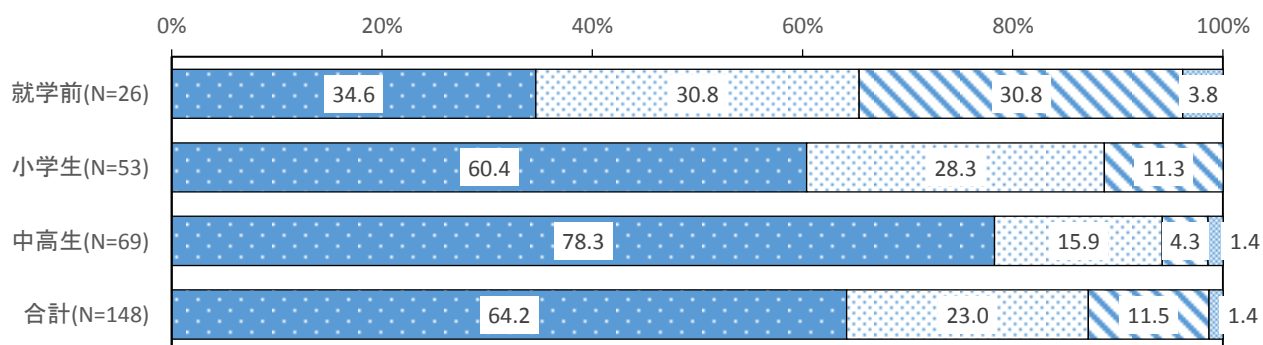
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

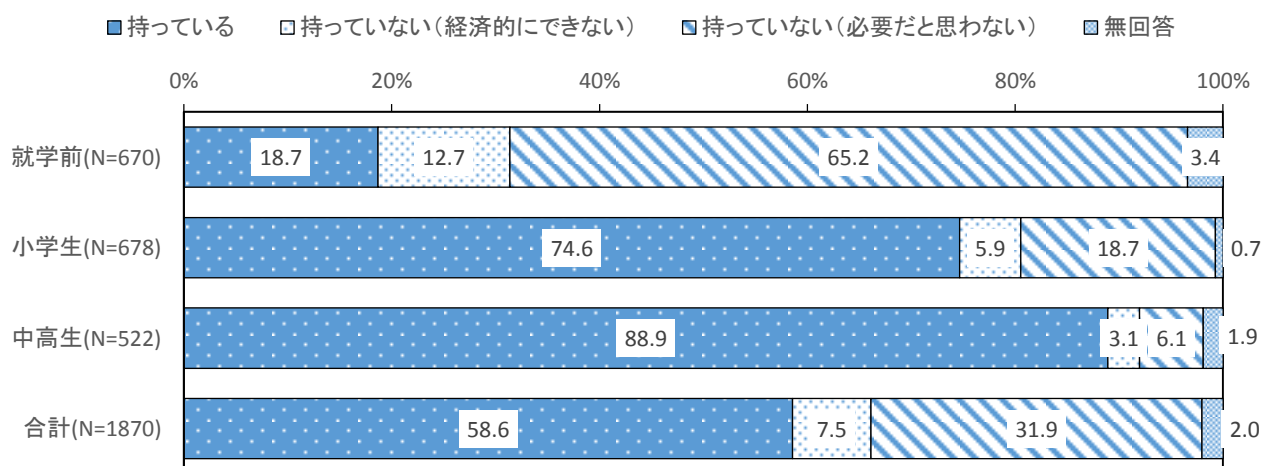


ウ. ひとり親世帯

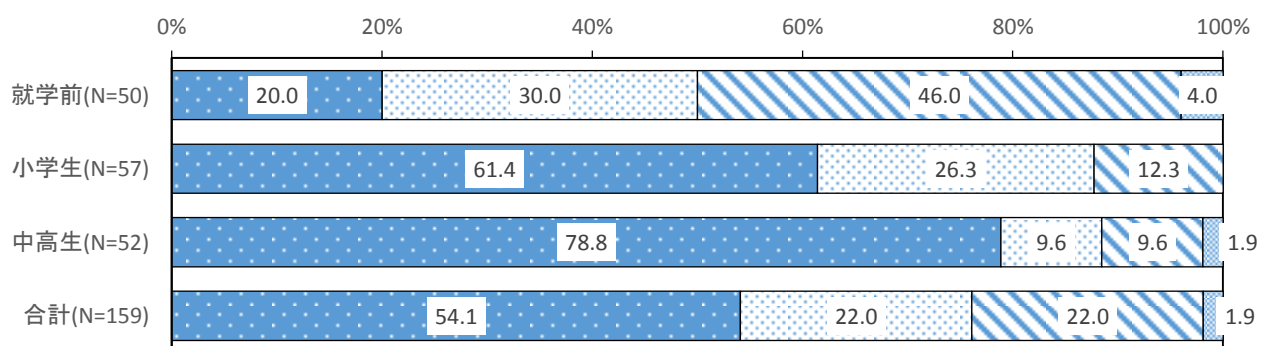


<③子ども専用の勉強机>

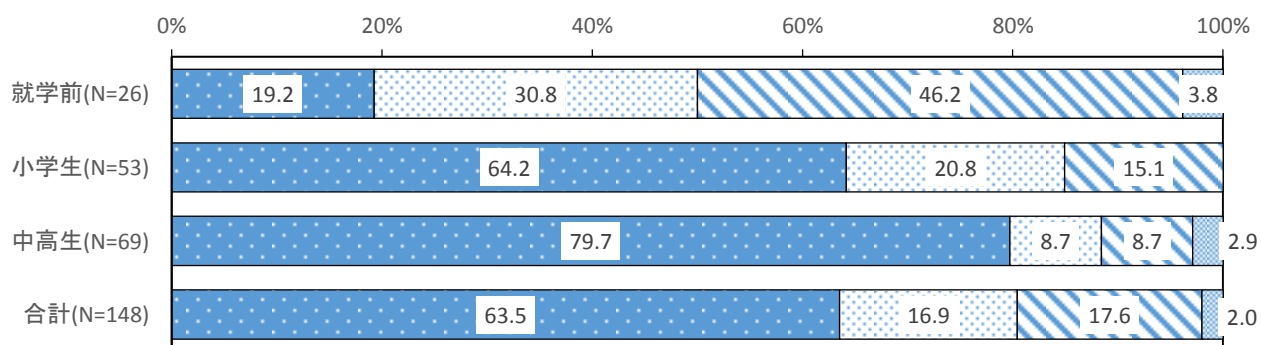
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

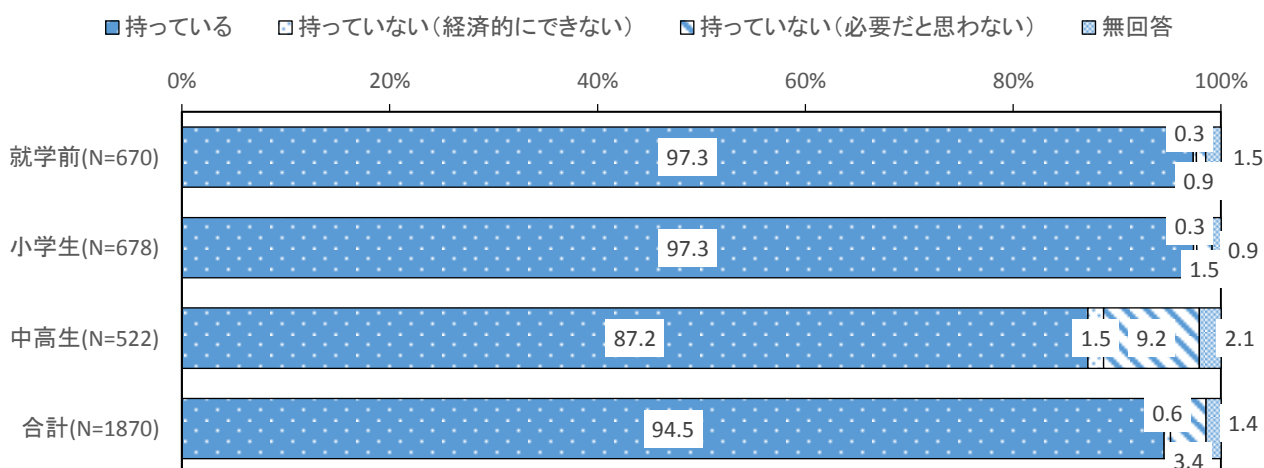


ウ. ひとり親世帯

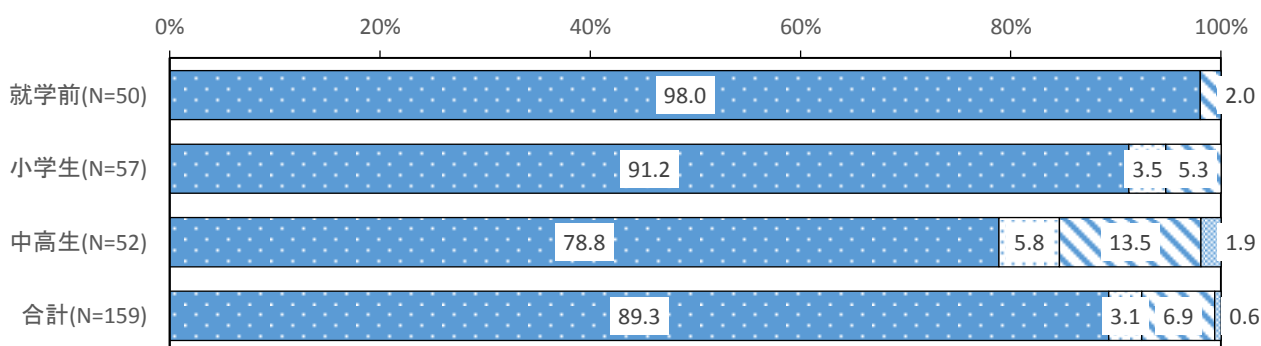


<④おもちゃ>

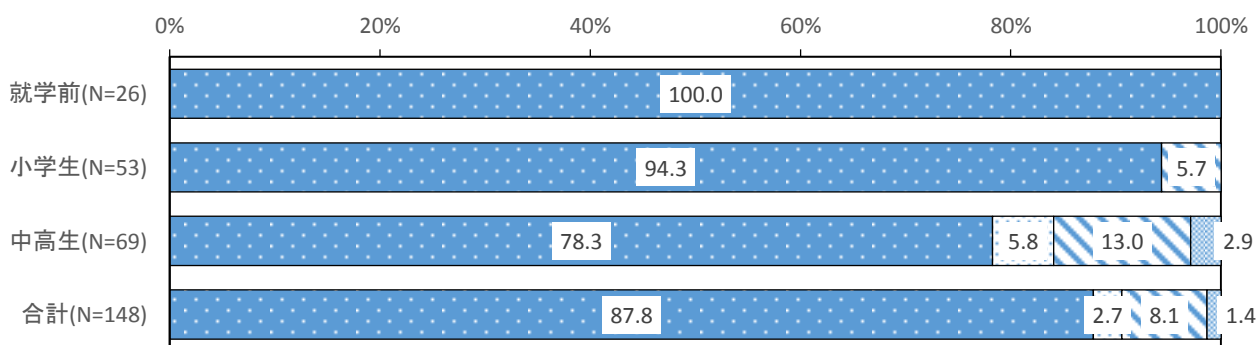
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

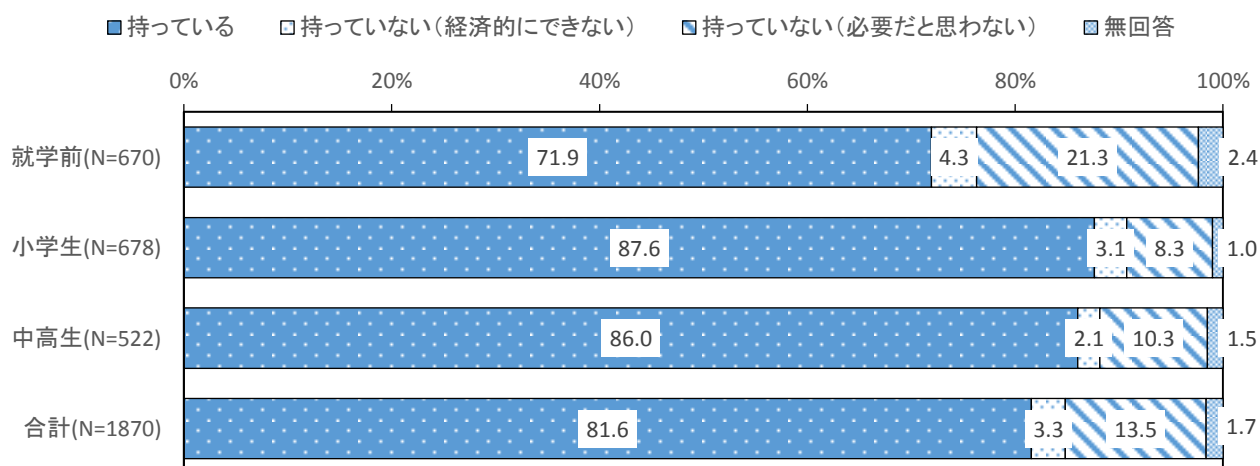


ウ. ひとり親世帯

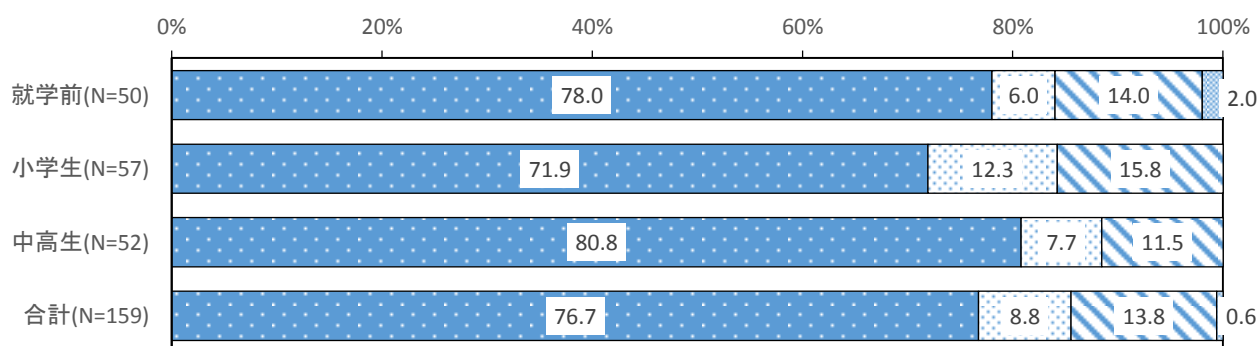


<⑤スポーツ用品（サッカーボール等）>

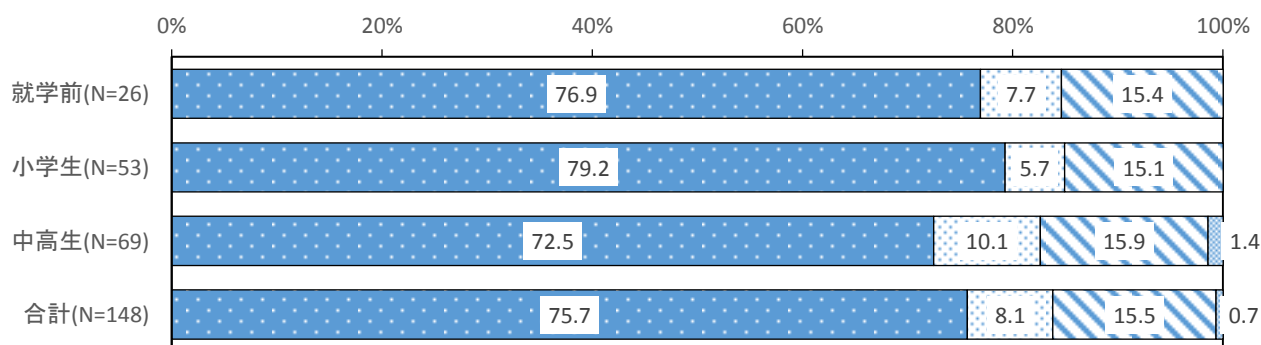
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

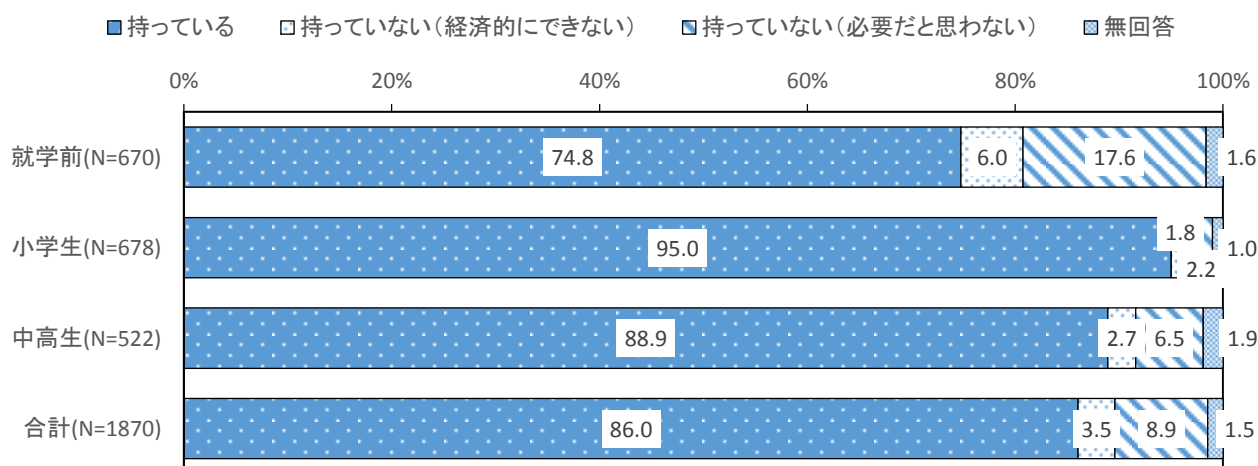


ウ. ひとり親世帯

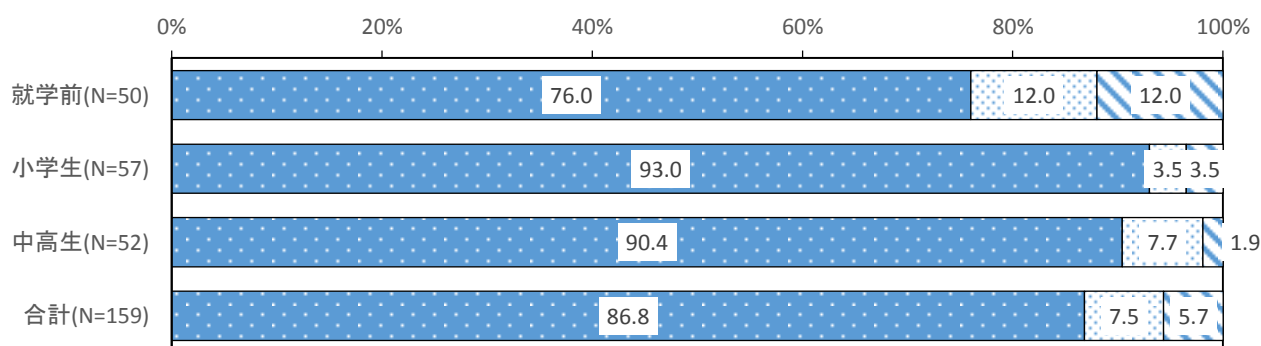


<⑥自転車・三輪車>

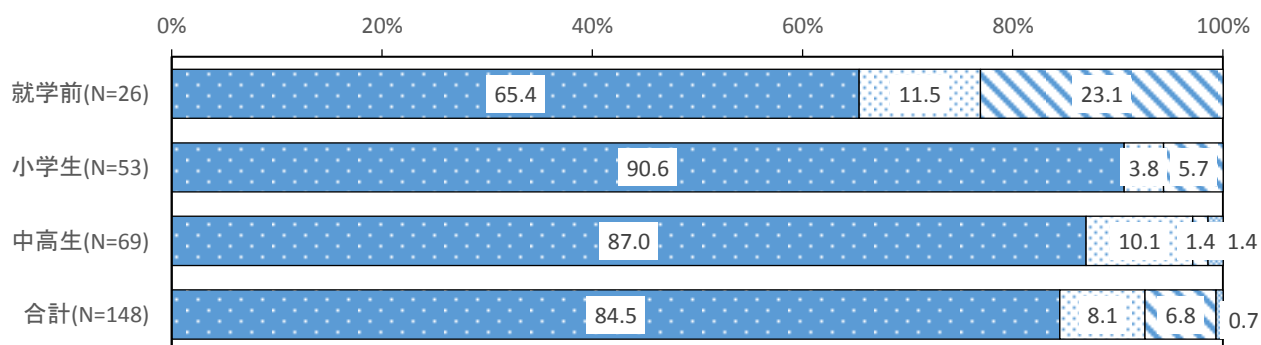
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

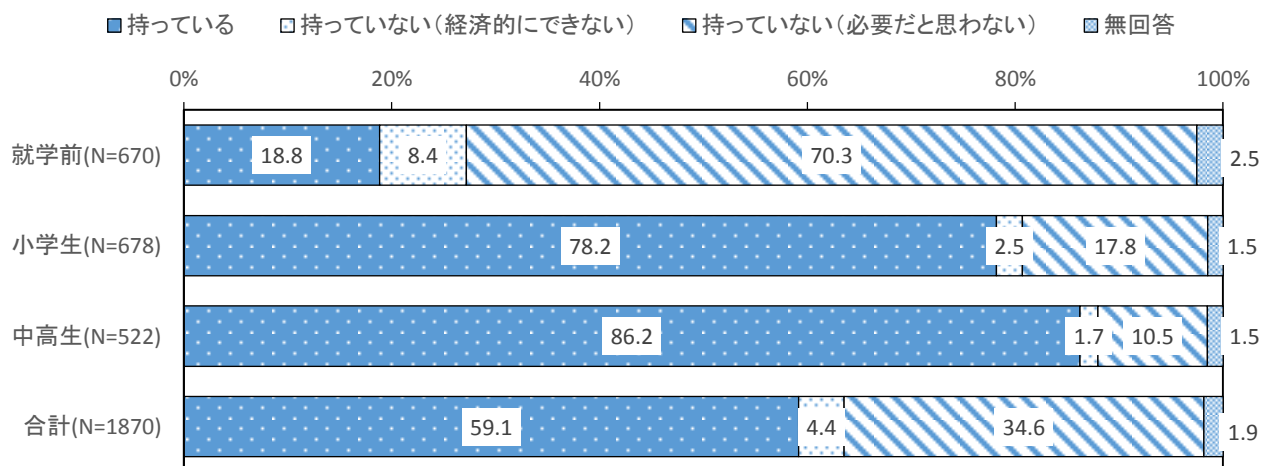


ウ. ひとり親世帯

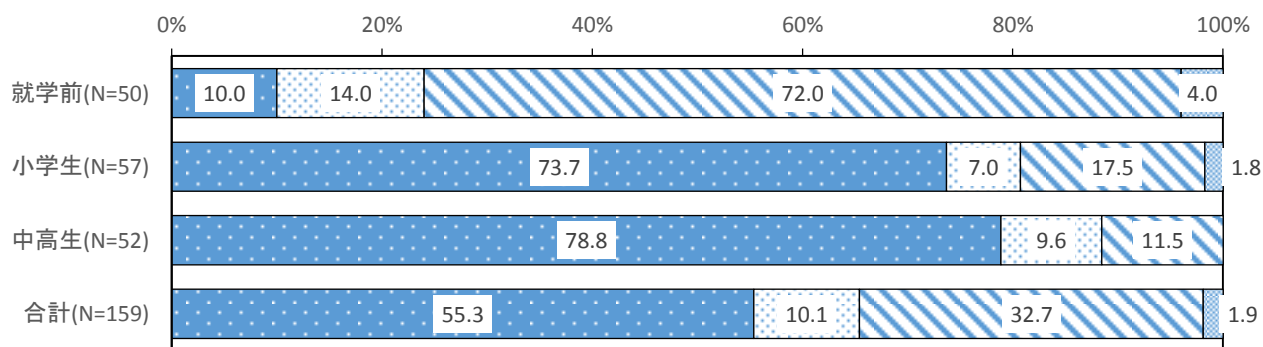


<⑦ゲーム機>

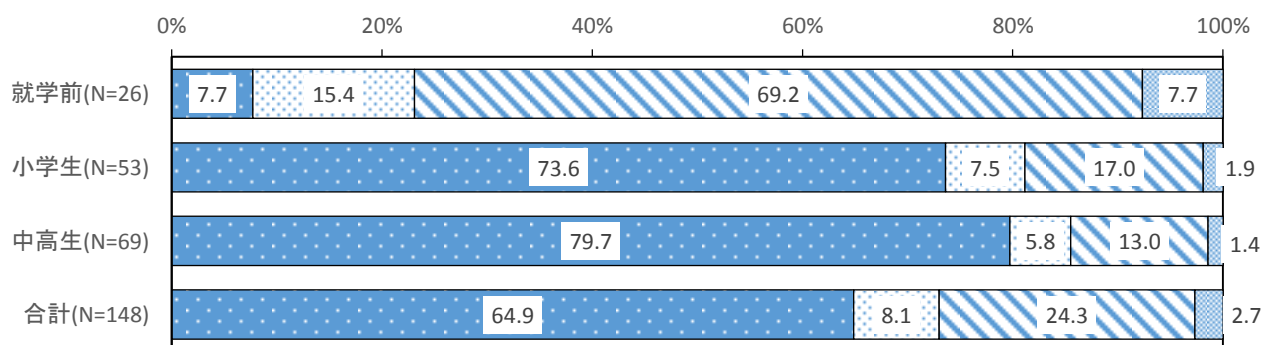
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

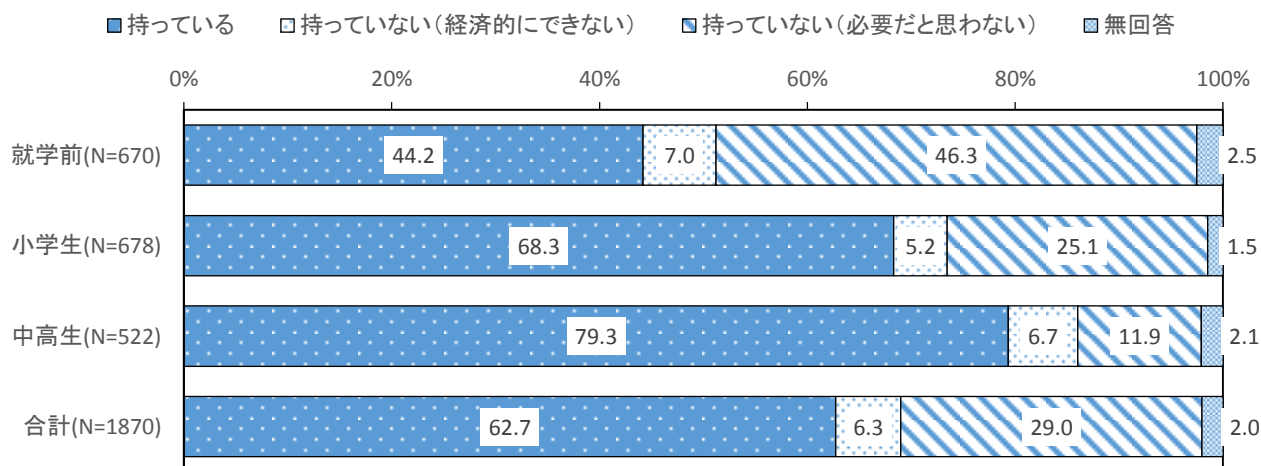


ウ. ひとり親世帯

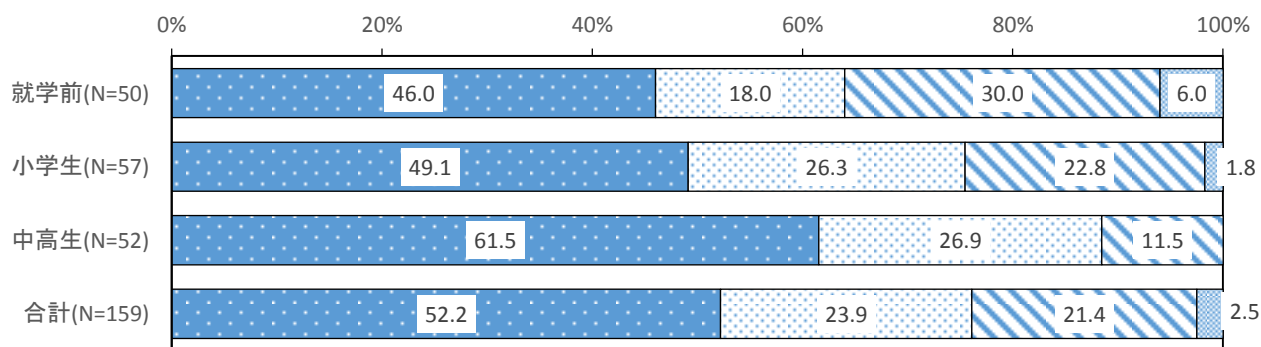


<⑧インターネットにつながるパソコン（家族共有を含む）>

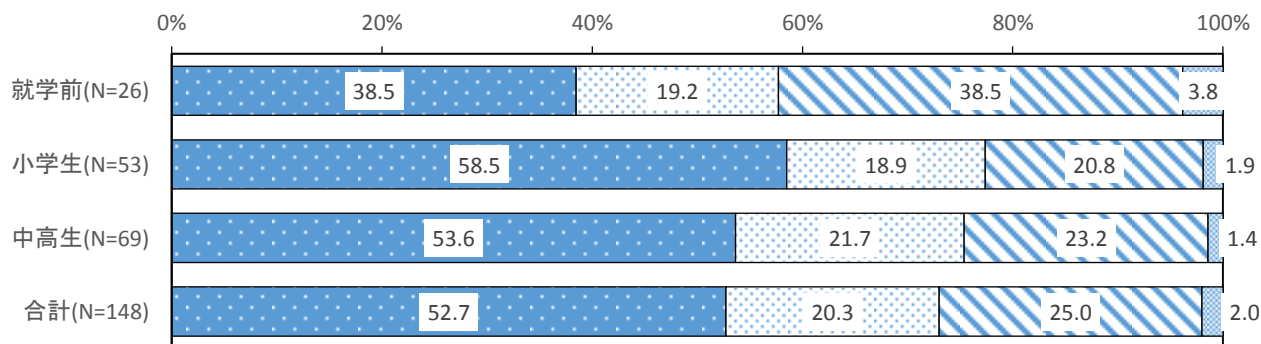
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

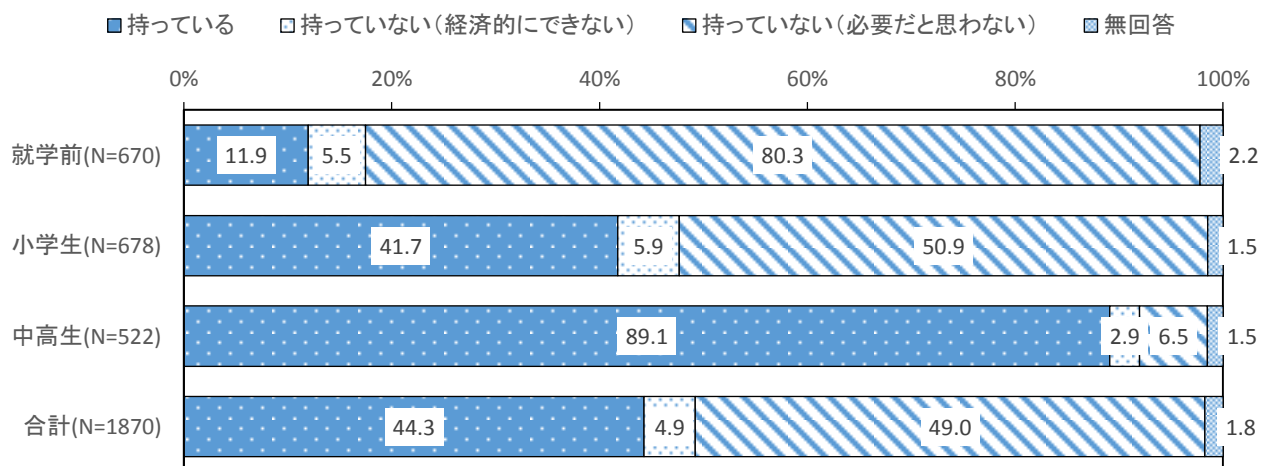


ウ. ひとり親世帯

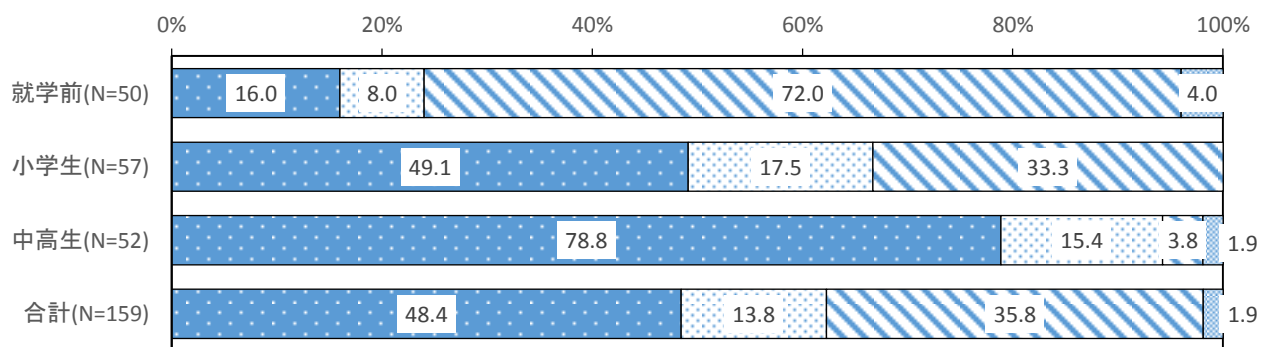


<⑨携帯電話（スマートフォンを含む）>

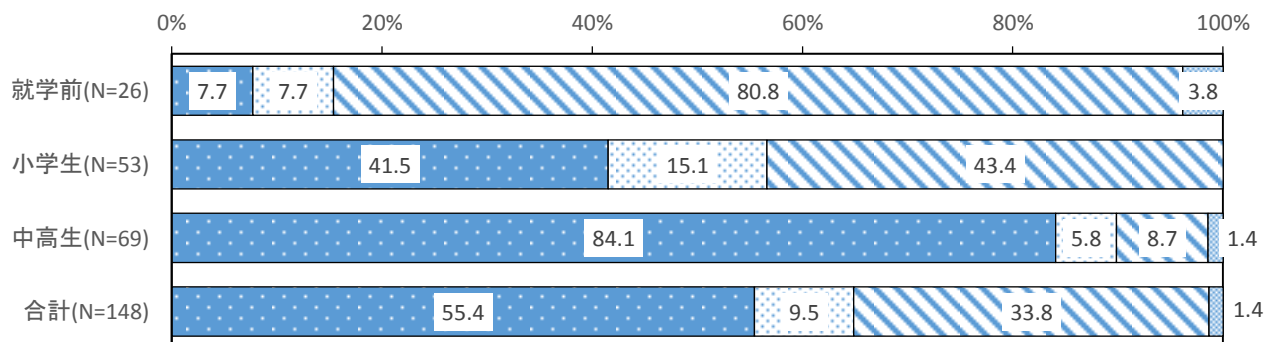
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

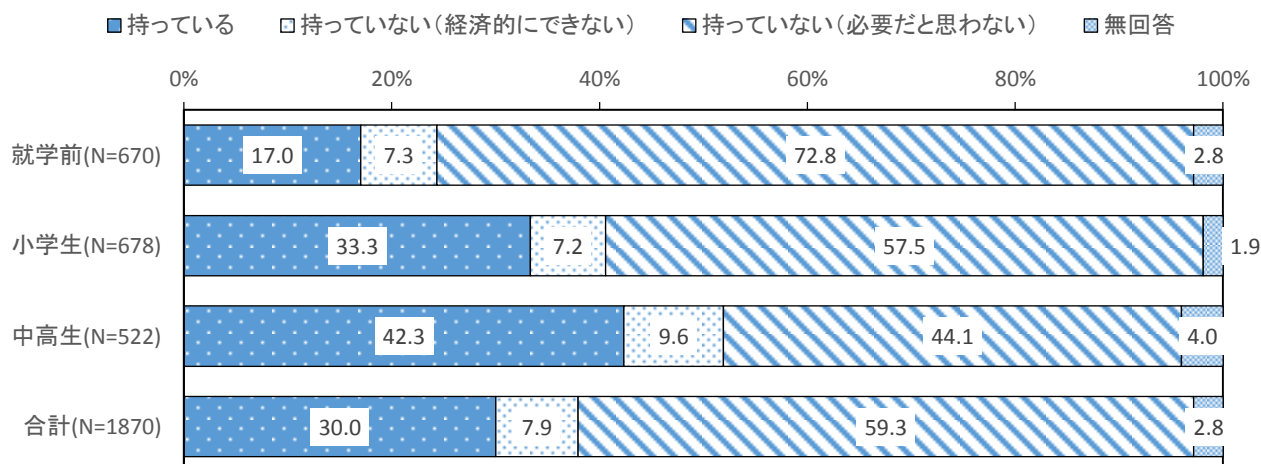


ウ. ひとり親世帯

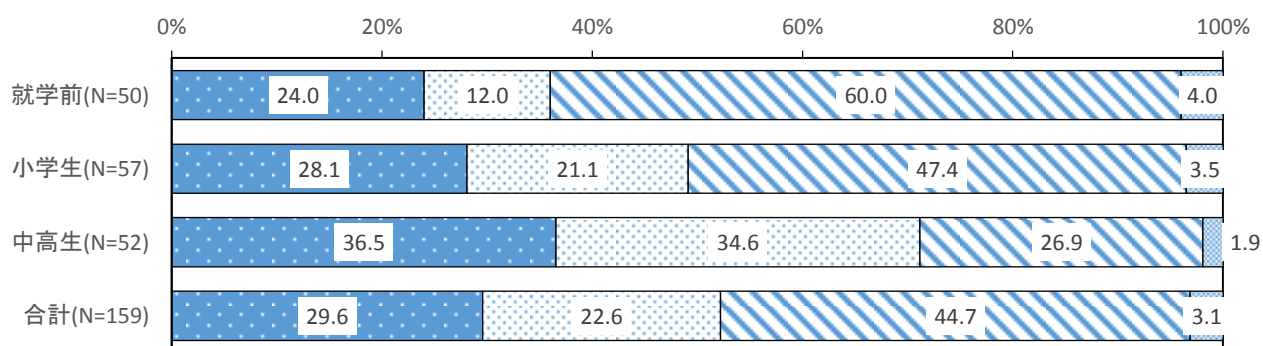


<⑩タブレット>

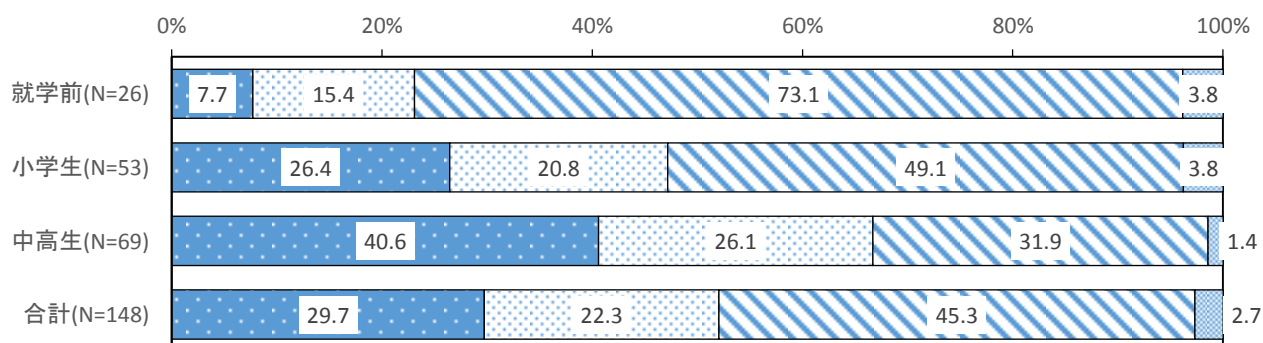
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

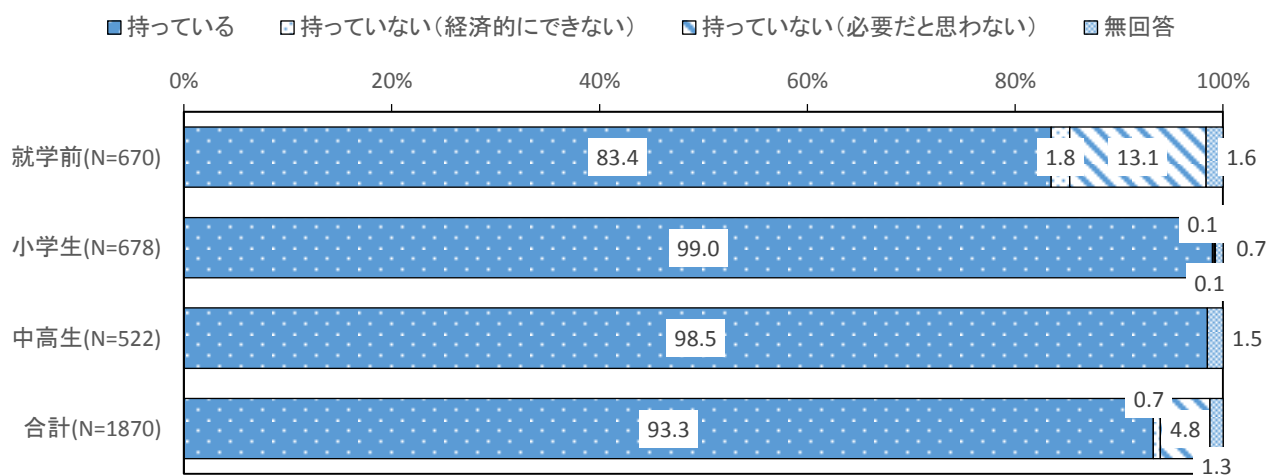


ウ. ひとり親世帯

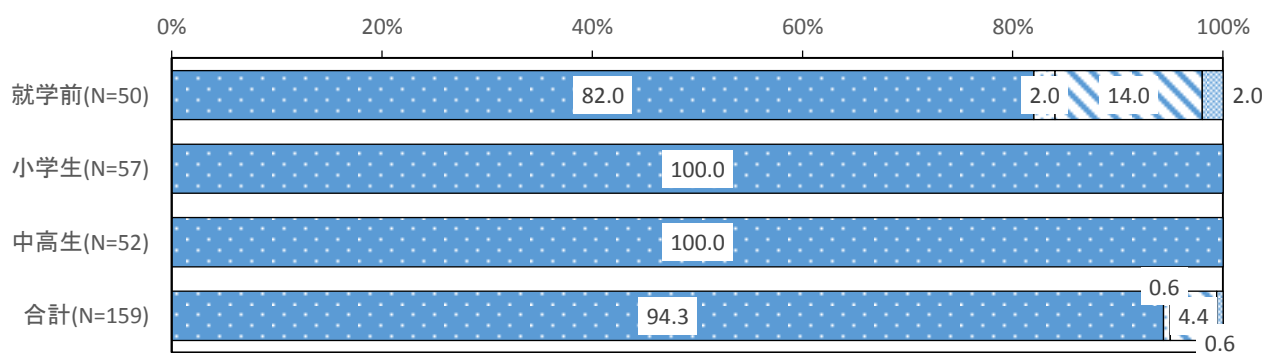


<⑪文具>

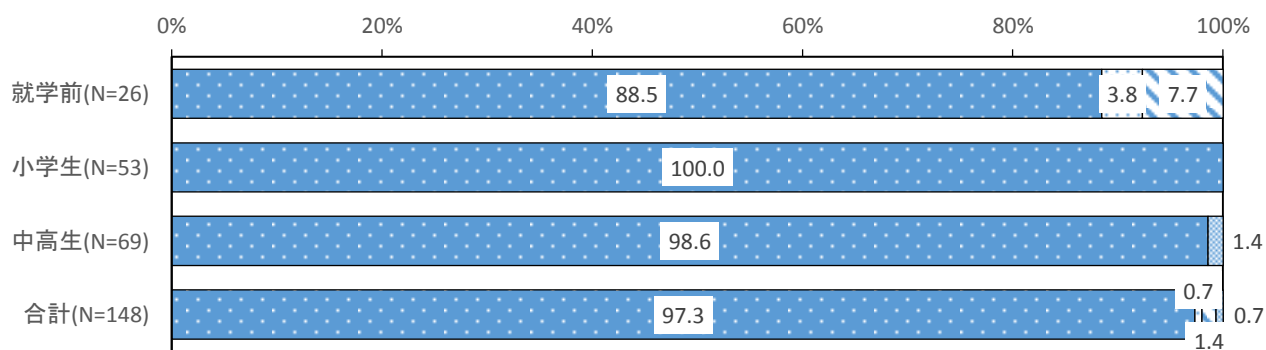
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



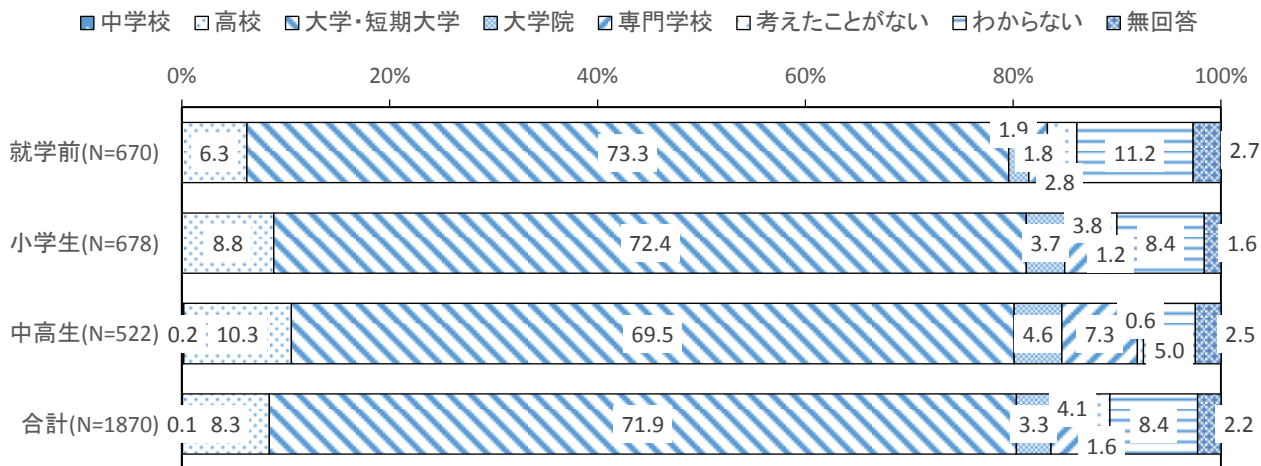
ウ. ひとり親世帯



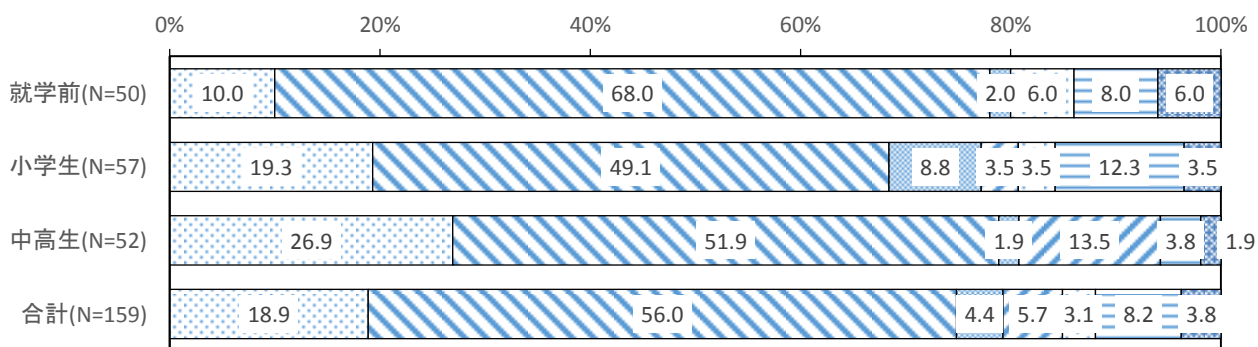
⑧ 子どもに希望する最終学歴

<子どもに希望する最終学歴>

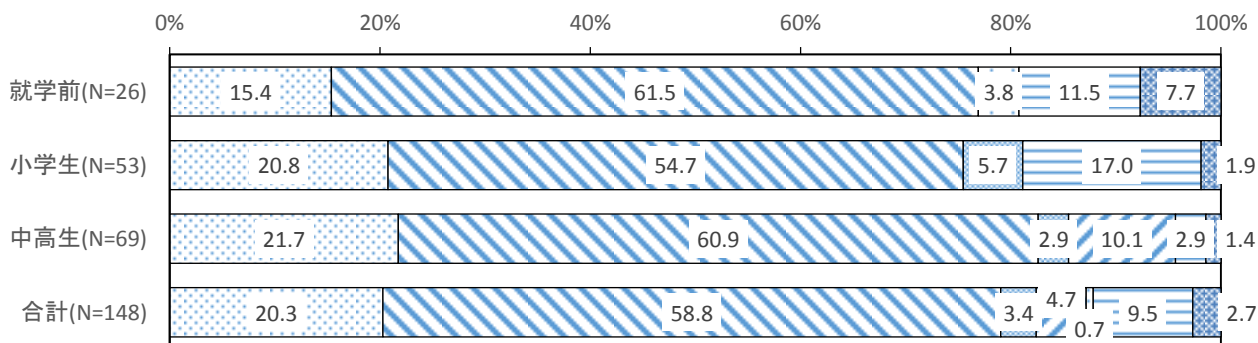
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯



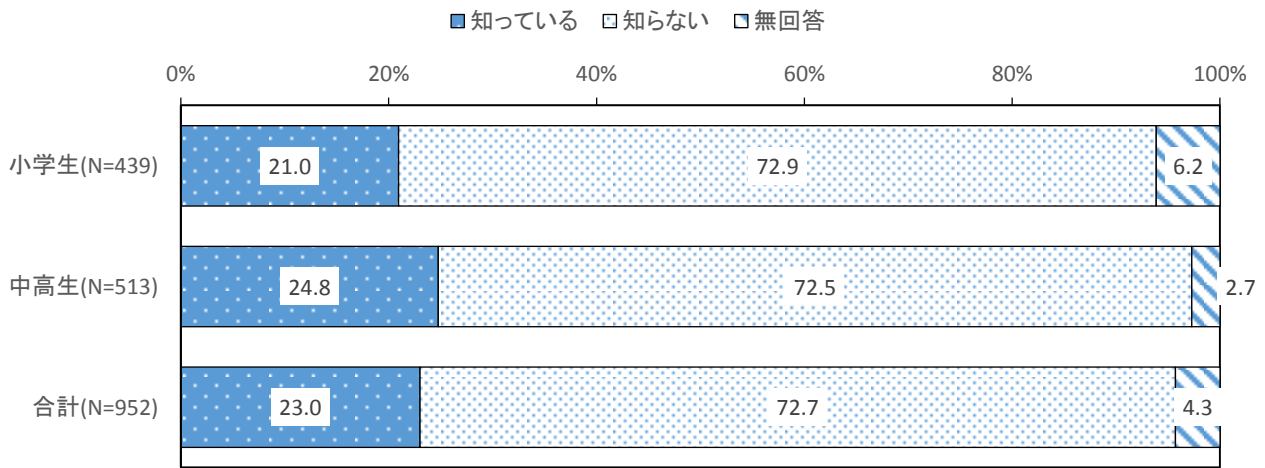
(3) 支援策について

①放課後子ども教室について

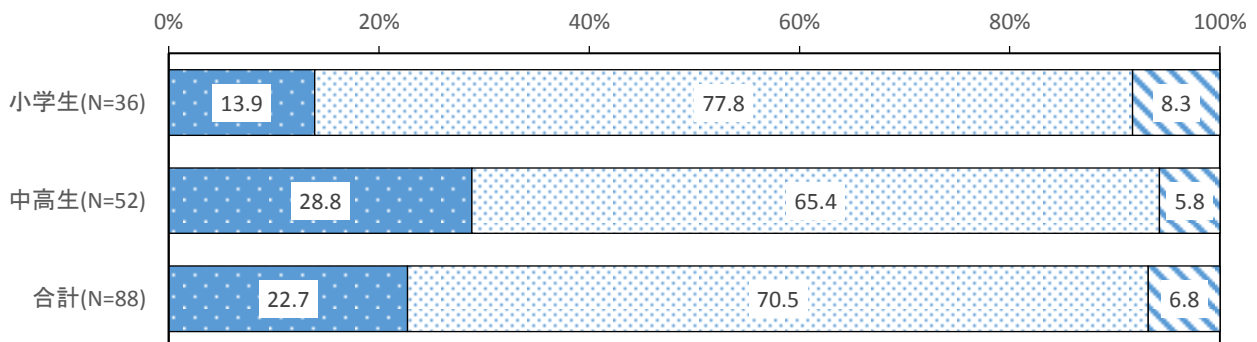
- ・放課後子ども教室・認知度の設問では、「知らない」の割合が最も高くなっています。
- ・放課後子ども教室・利用経験の設問では、「利用したことがない」の割合が最も高くなっており、「ひとり親世帯」の小学生の「利用したことがある」と回答した割合が全体と比べて高くなっています。
- ・放課後子ども教室・利用意向の設問では、「利用したくない」の割合が最も高くなっています。

<放課後子ども教室・認知度>

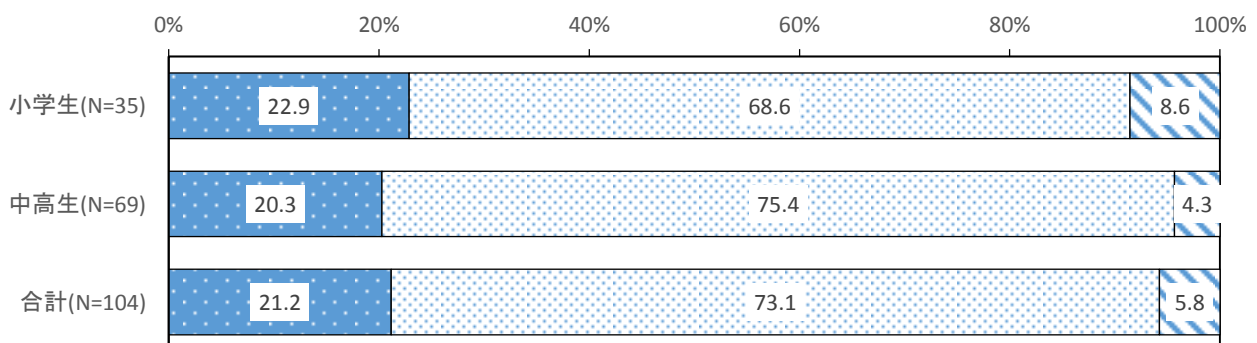
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

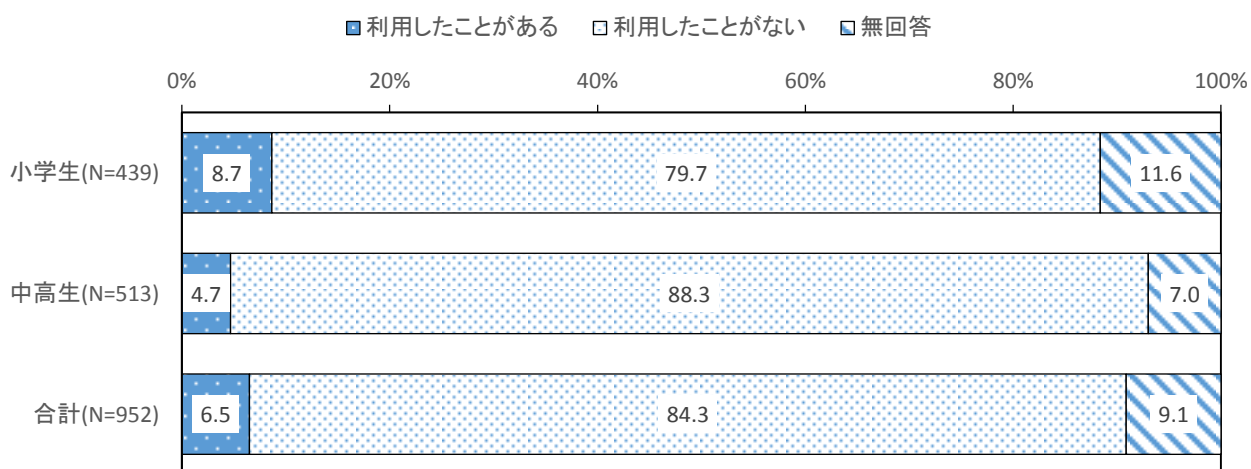


ウ. ひとり親世帯

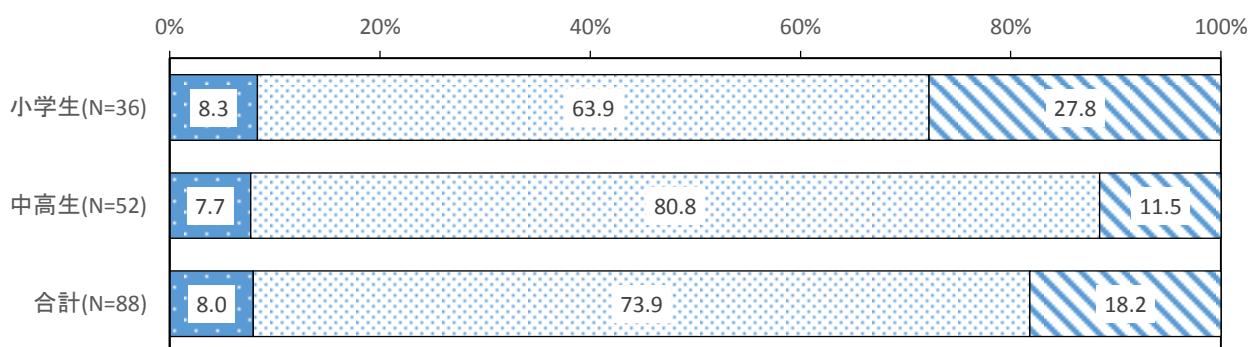


<放課後子ども教室・利用経験>

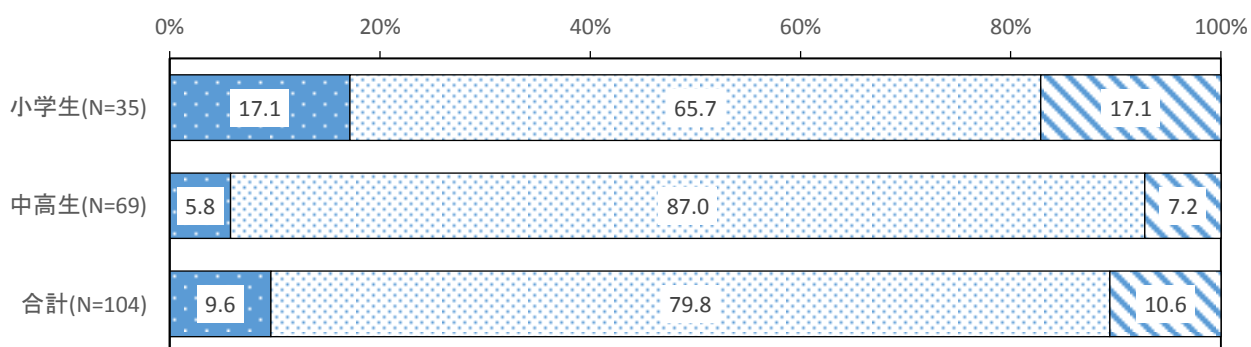
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

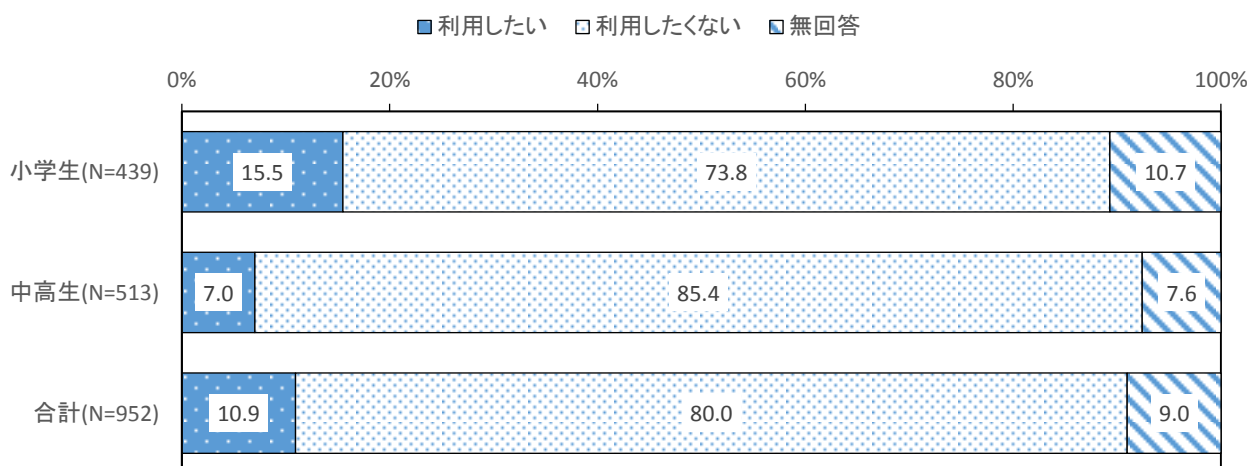


ウ. ひとり親世帯

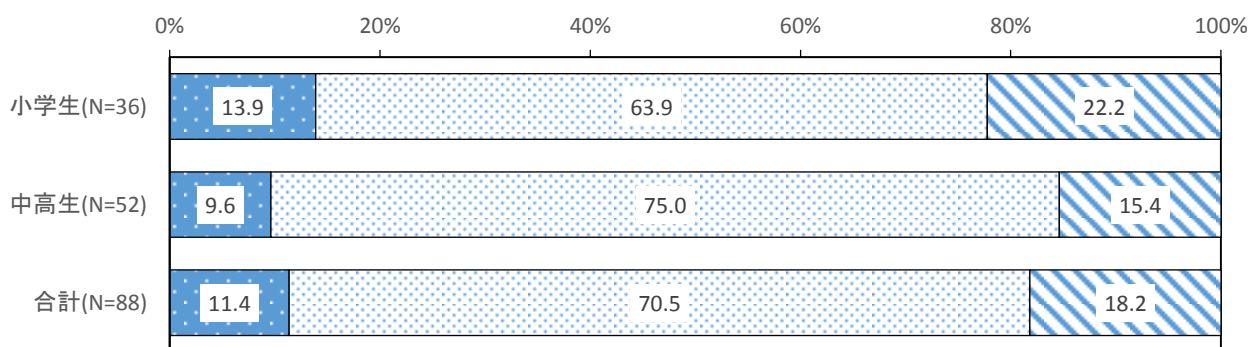


<放課後子ども教室・利用意向>

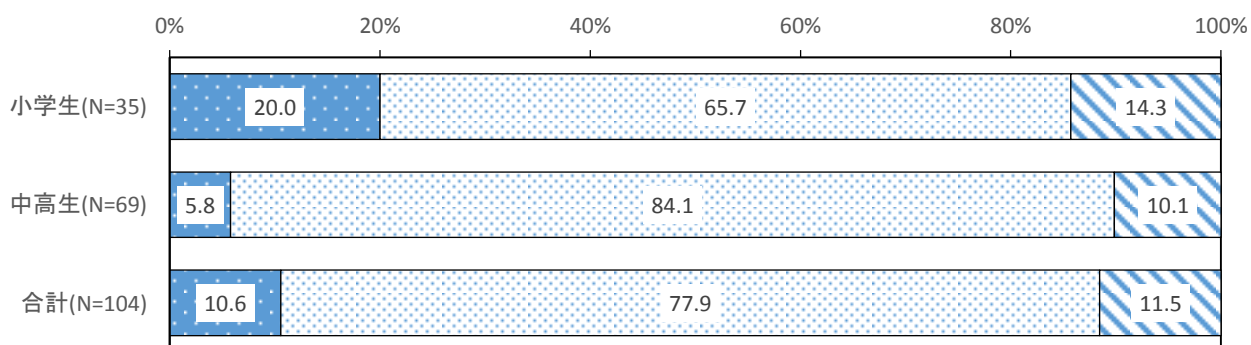
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

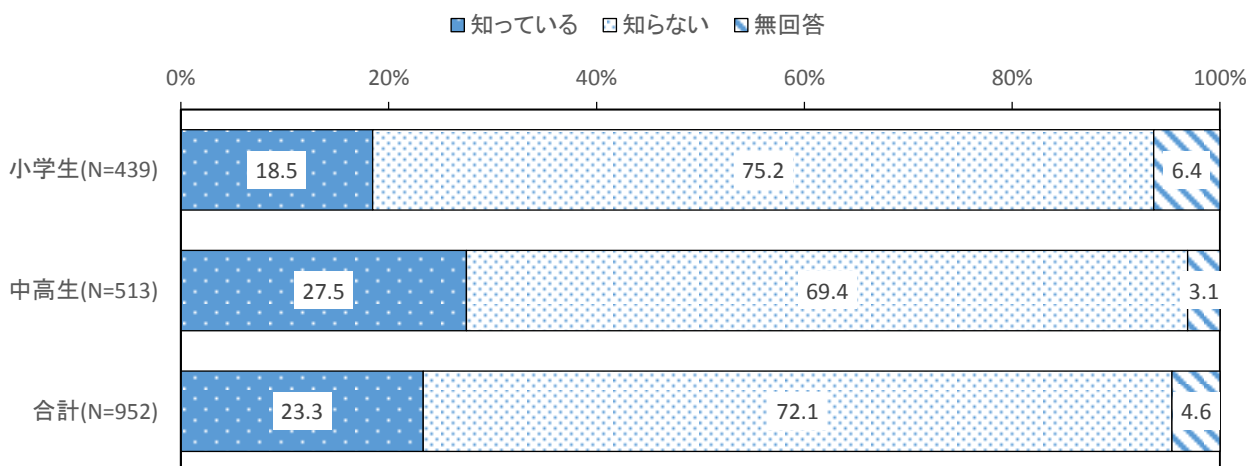


② 学習支援について

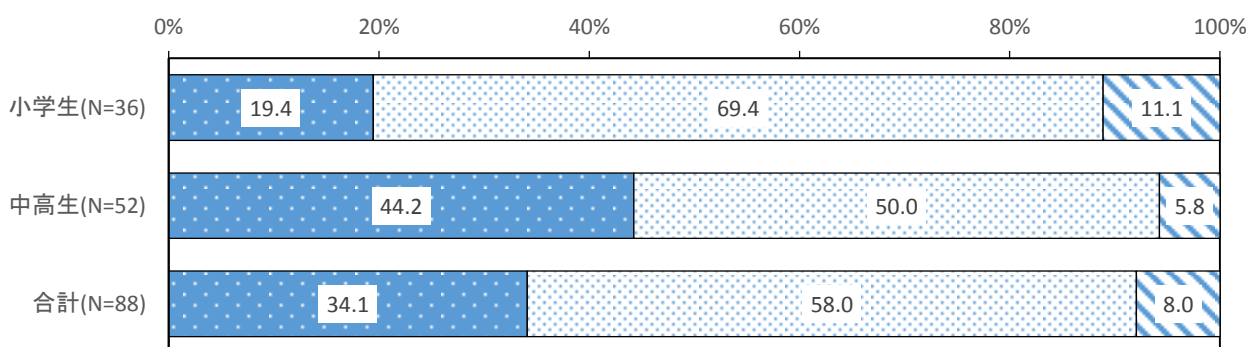
- ・学習支援・認知度の設問では、「知らない」の割合が最も高くなっています。
- ・学習支援・利用経験の設問では、「利用したことがない」の割合が最も高くなっており、「ひとり親世帯」の小学生の「利用したことがある」と回答した割合が全体と比べて高くなっています。
- ・学習支援・利用意向の設問では、「利用したくない」の割合が最も高くなっています。

<学習支援・認知度>

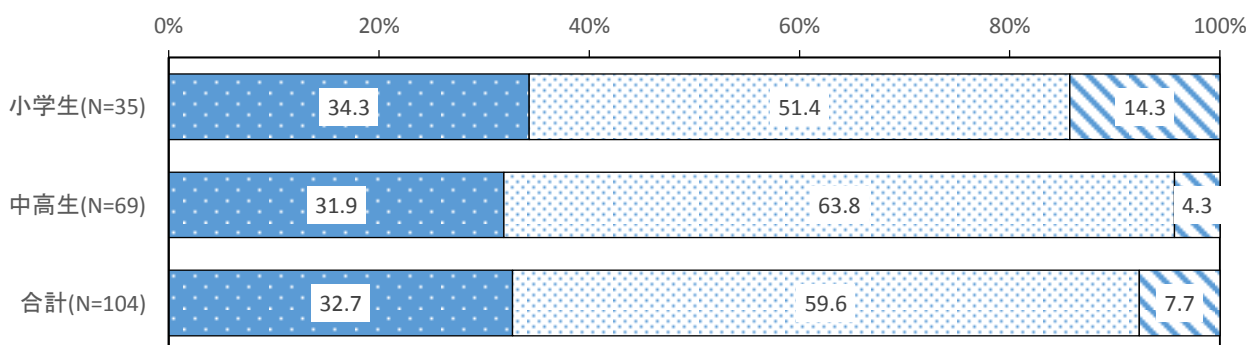
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

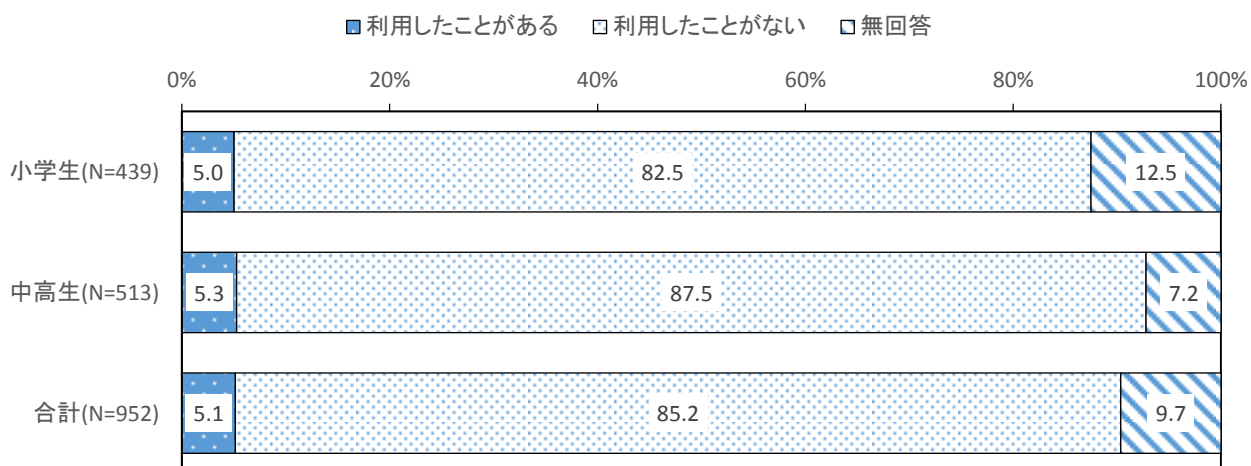


ウ. ひとり親世帯

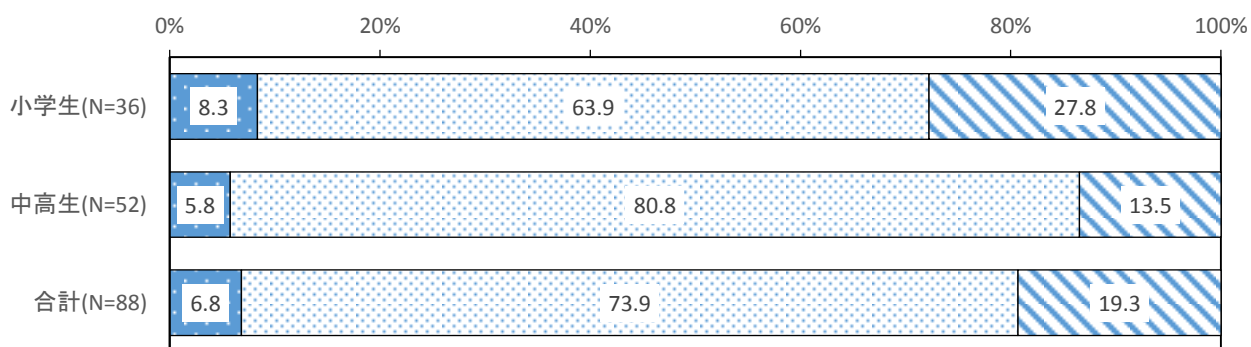


<学習支援・利用経験>

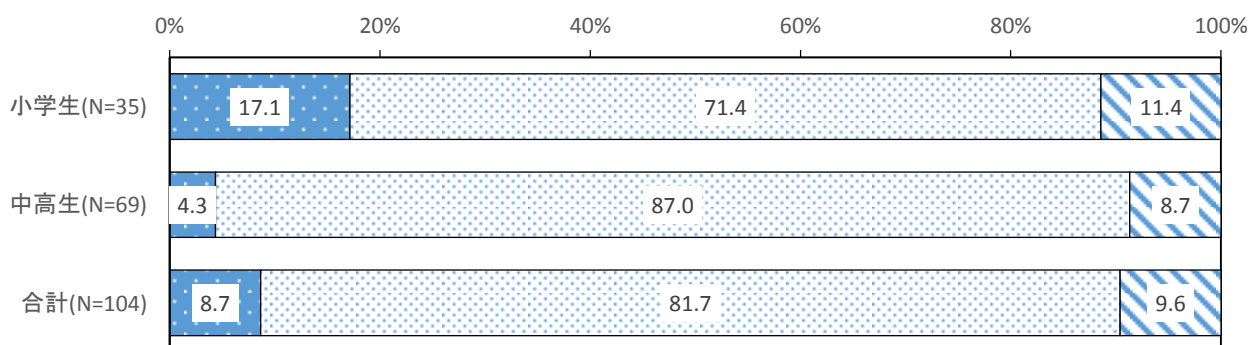
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

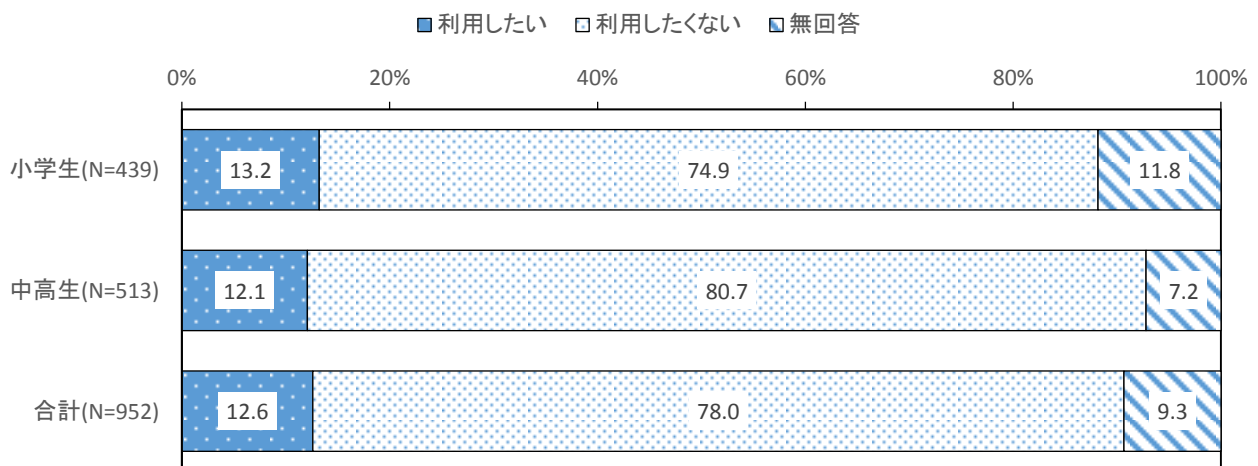


ウ. ひとり親世帯

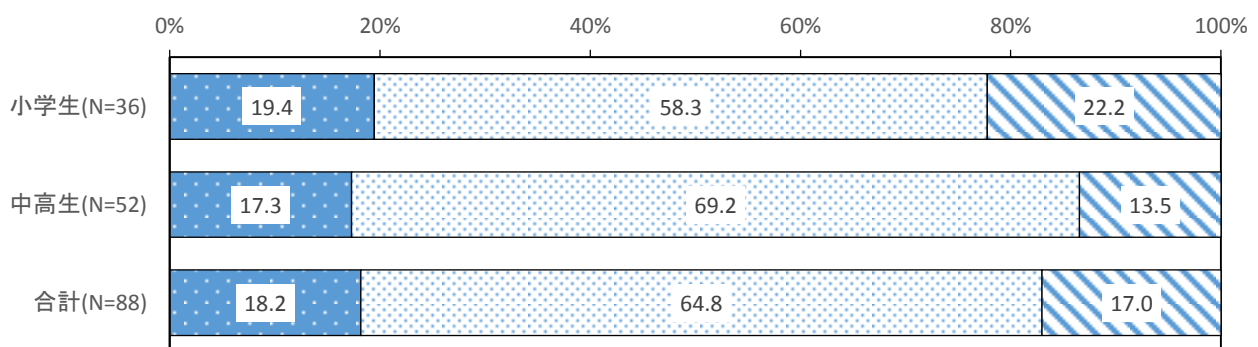


<学習支援・利用意向>

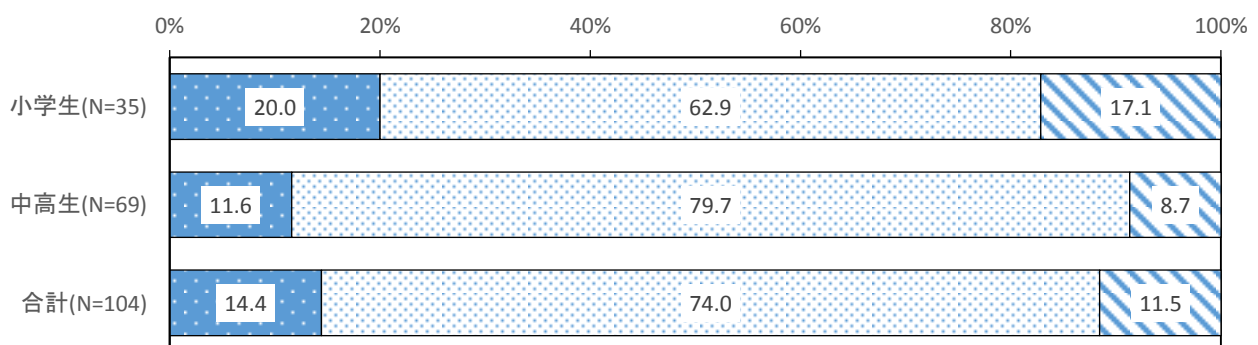
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

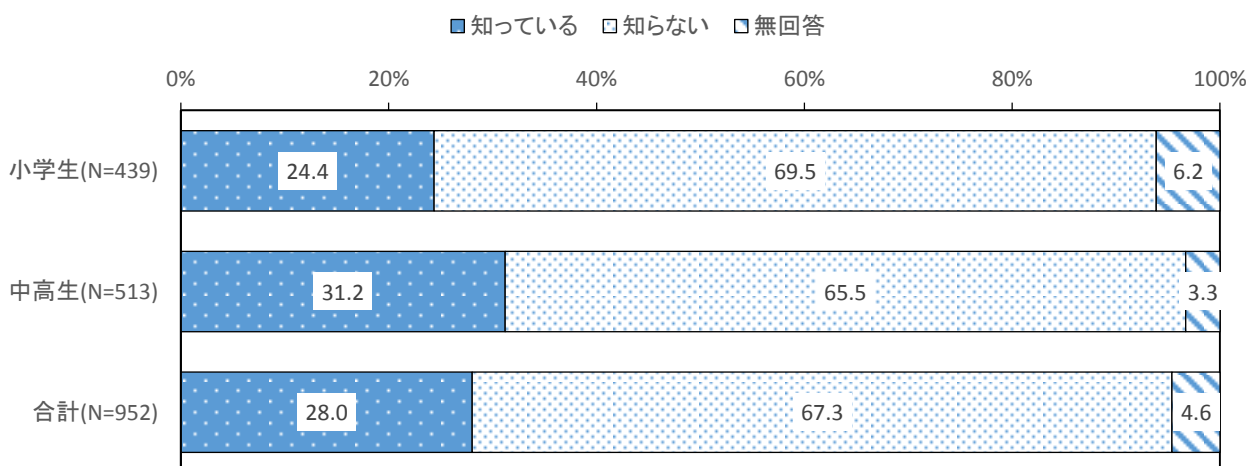


③ 子ども食堂について

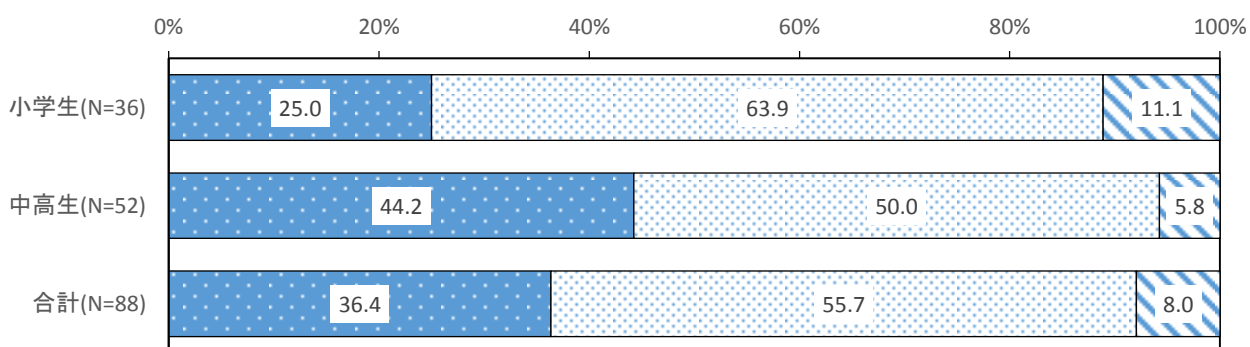
- ・子ども食堂・認知度の設問では、「知らない」の割合が最も高くなっています。
- ・子ども食堂・利用経験の設問では、「利用したことがない」の割合が最も高くなっています。おり、「ひとり親世帯」の小学生の「利用したことがある」と回答した割合が全体と比べて高くなっています。
- ・子ども食堂・利用意向の設問では、「利用したくない」の割合が最も高くなっており、「世帯収入0～300万円未満の世帯」の小学生及び中高生等の「利用したい」の割合が全体と比べて高くなっています。

<子ども食堂・認知度>

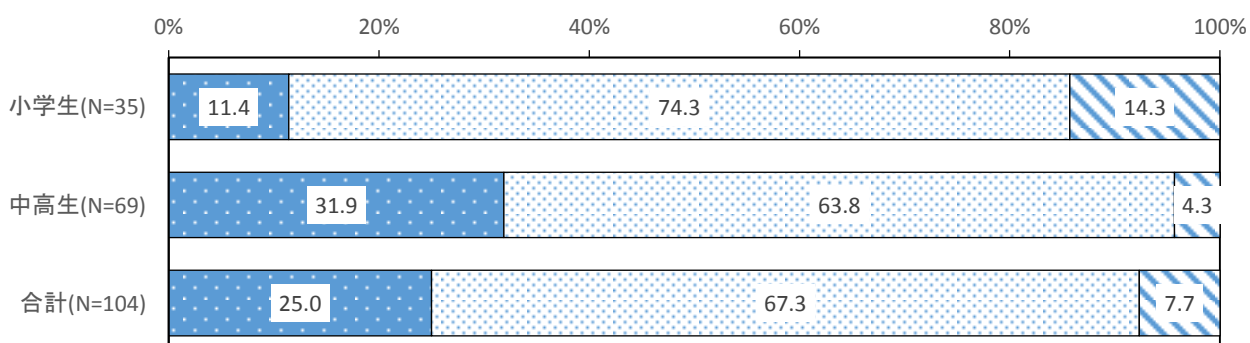
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

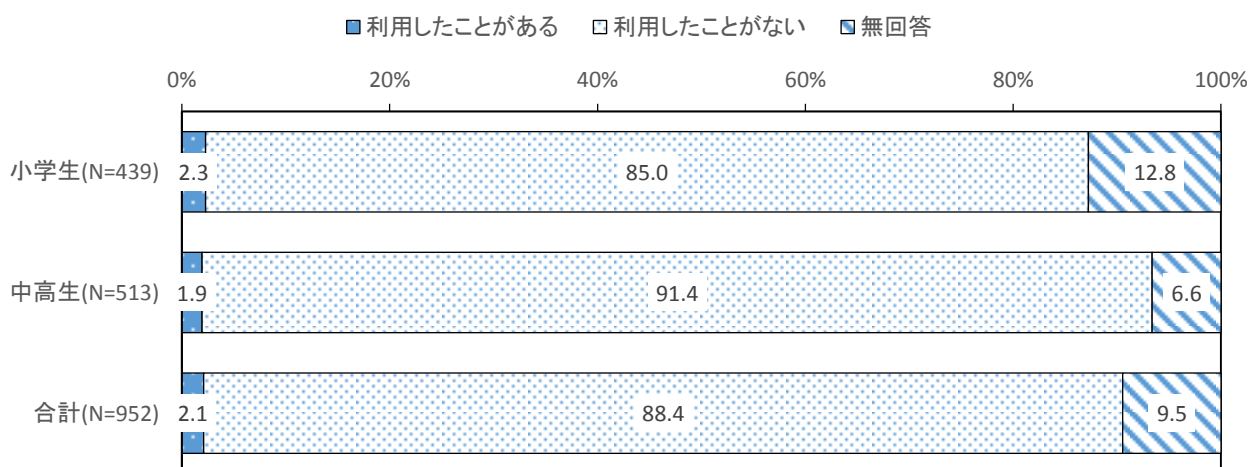


ウ. ひとり親世帯

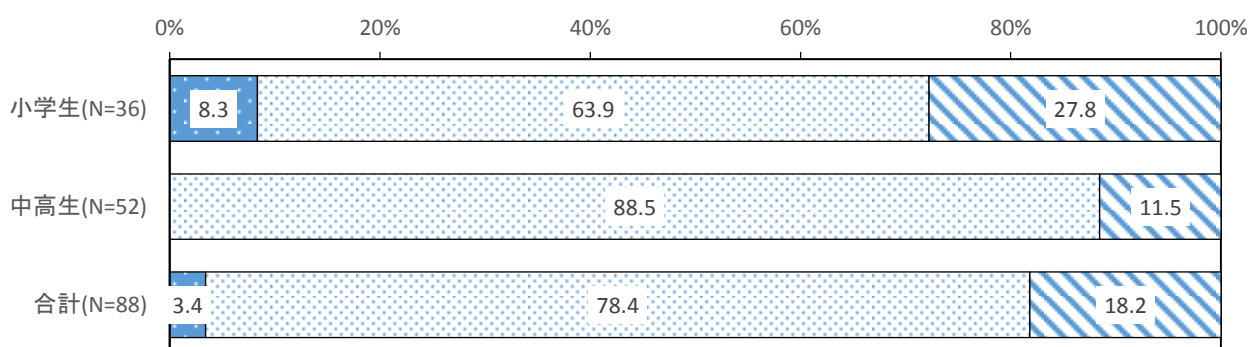


<子ども食堂・利用経験>

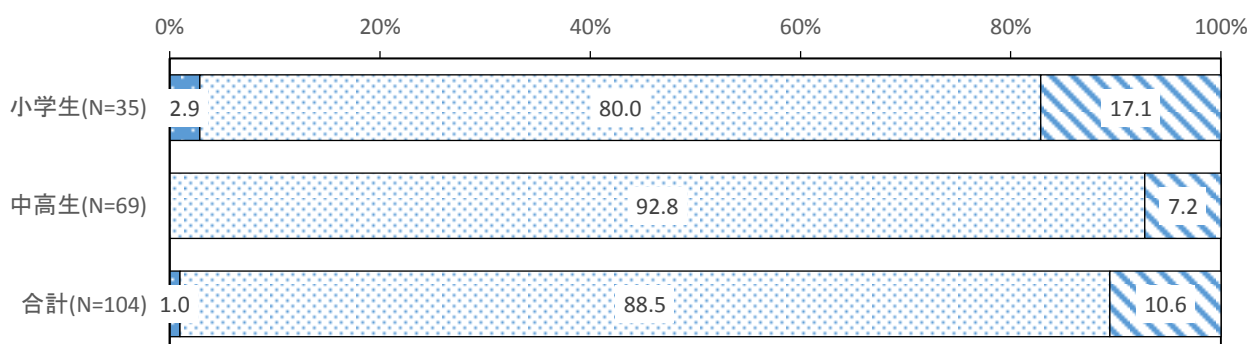
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯

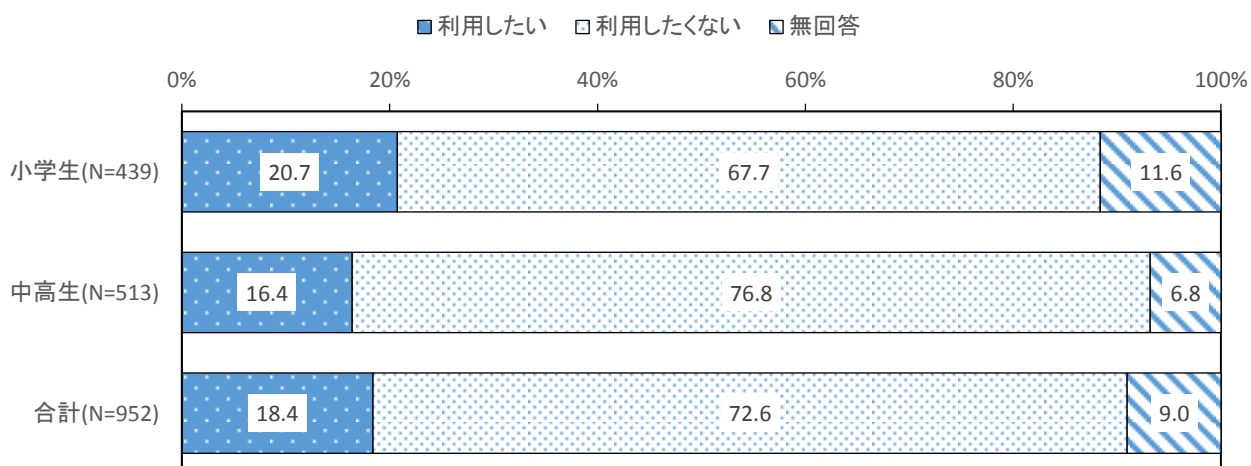


ウ. ひとり親世帯

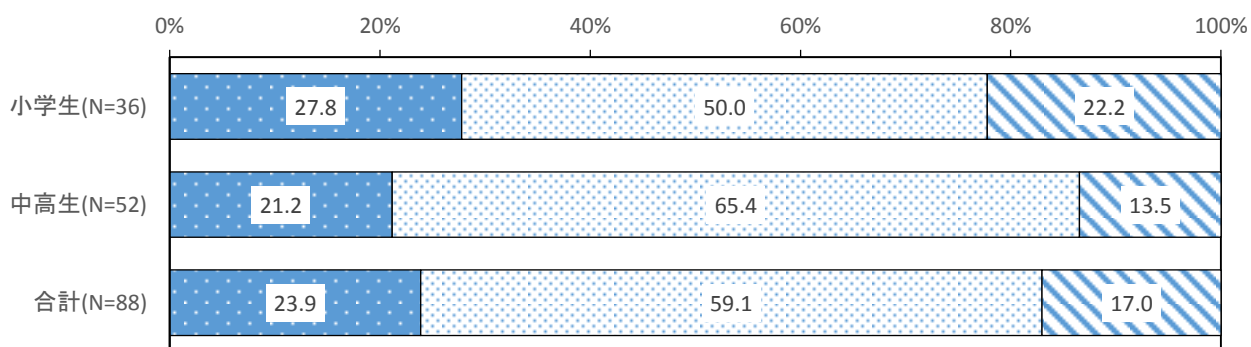


<子ども食堂・利用意向>

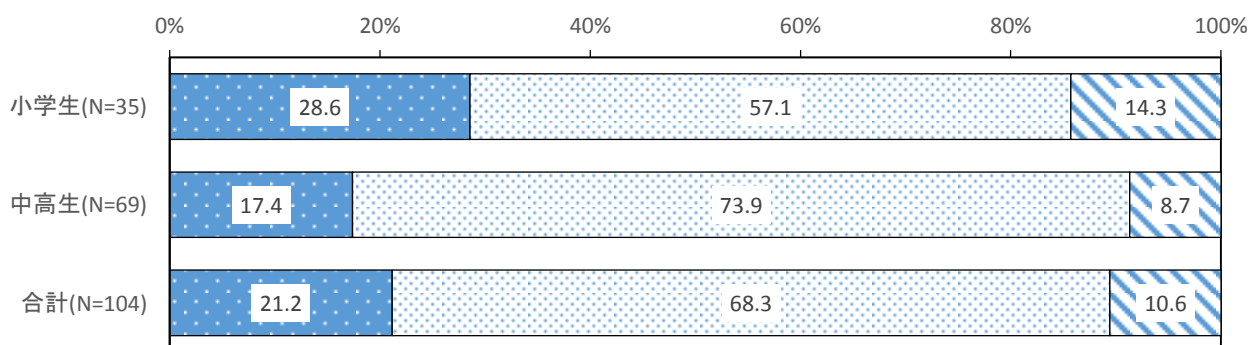
ア. 全体



イ. 世帯収入 0～300 万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯



3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的視点

●子どもへの視点

子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、子どもの成長段階に応じて切れ目のない施策を実施する必要があります。一人ひとりの子どもが能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができる環境づくりに取り組みます。

●保護者への視点

安定して自立した生活を確保する観点から、就労支援や、経済的負担の軽減により、生活の基盤の下支えすることで、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保するなど、安定した子育てができるより良い家庭環境づくりに取り組みます。

●地域・関係機関との連携の視点

支援が必要な家庭と地域・関係機関とを確実につなげていく観点から、相談窓口の充実、子育て支援等の各種施策の積極的な広報に努めるほか、宇治市と地域、関係機関によるネットワークづくりを推進し、支援が必要な家庭への支援体制の構築に取り組みます。

(2) 基本理念

第一に子どもに視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の理念を踏まえ、貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指して、次のように基本理念を定めます。

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず

夢と希望を持って成長していけるまち 宇治

(3) 基本目標

それぞれの基本目標を達成するためのポイントを記載しています。

基本目標 1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

子どもの健やかな成長と将来

- ・ 確かな学力

将来の進路・職業の多様化につながり、また困難な場面における問題解決能力の獲得につながる。

- ・ 生きる力

健やかに心豊かに育ち、将来の夢と希望を持って成長するための力となる。

- ・ 生活習慣

心と体の健康が安定した生活を過ごすことで、社会への適応能力の獲得につながる。

- ・ 健全育成

いじめやひきこもりなどは、生活面の不安定さにつながる可能性が高いため、子どもの健全育成は社会への適合、生活の安定につながる。

- ・ 社会的養護が必要な子どもへの支援

虐待を受けた子どもや児童養護施設で育った子どもなど社会的養護が必要な子どもへの適切な支援は、子どもが将来への夢や希望を持って成長につながる。

基本目標 2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

家庭の生活安定と自立

- ・ 安心して子育てができる環境づくり

妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を支え、家庭生活の安定を図る。

- ・ 経済的負担の軽減

経済的な余裕がないことは、子どもの学習の機会や、親からの愛情の感じ方等に影響が出る可能性があるため、経済的負担の軽減を図ることで安定した子育てにつながる。

- ・ 就労対策

保護者の就労を促進することで安定した収入源の確保ができ、経済的自立によって家庭環境の改善、充実した子育てにつながる。

- ・ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立につながる就労等の支援や経済的支援を行い、安定した家庭環境の促進を図る。

基本目標 3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

地域・関係機関との連携

- ・相談窓口・情報発信の充実

保護者が困った時に相談できる環境を充実するとともに、貧困対策に関する積極的な情報発信により、貧困についての理解を深める。

- ・地域・関係機関との連携

地域・関係機関と市が連携し、子どもの貧困対策のための支援体制を構築する。

生活保護・生活困窮者世帯等、生活に困っている家庭と地域・関係機関・宇治市がつながるようネットワークづくりを推進し、いつでも、どこでも手を差し伸べられる環境を整える。

- ・国・府等との連携

国・府等との連携による取り組みや調査研究・情報収集を行うことにより、子どもの貧困対策のための支援を充実させる。

4 宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系

【基本理念】

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず
夢と希望を持って成長していけるまち 宇治

基本目標 1

子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

(1) 確かな学力と「生きる力」の育成
に向けた支援

- ① 就学前教育（保育）の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 学習支援の充実
- ④ 体験と交流の学習機会の促進

(2) 生活習慣の確立に向けた支援

- ① 保健対策の充実
- ② 食育の推進

(3) 青少年の健全育成のための取組

- ① 教育環境の整備・充実
- ② 地域における支援の充実

(4) 社会的養護が必要な子どもへの
支援

- ① 児童虐待への対応の充実
- ② 児童養護施設等との連携

基本目標 2

家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

(1) 安心して子育てができる環境
づくりの推進

- ① 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- ② 支援する人材の資質の向上

(2) 生活基盤を支えるための経済的
負担軽減や就労対策

- ① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の
強化
- ② 経済的負担軽減の取組の推進
- ③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

(3) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭への相談等の充実
- ② ひとり親家庭への就労・経済的支援の充実

基本目標 3

地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

(1) 相談窓口や情報発信の充実

- ① 相談窓口の充実
- ② わかりやすい情報発信の推進

(2) 地域・関係機関との連携した支援
体制の整備

- ① 多様な子育て支援事業への支援
- ② 地域・関係機関との支援体制の推進
- ③ 庁内の推進体制の構築

(3) 国・府等と連携した取組の推進

- ① 国・府等における各種施策との連携
- ② 調査研究・情報収集の実施

5 施策の展開

【具体的施策について】

「第2期子ども・子育て支援事業計画」で示す具体的施策を子どもの貧困対策の視点で施策の方向性を再構成するとともに、新たに子どもの貧困対策推進計画における単独施策や、子どもの貧困対策の内容を追加した「第2期子ども・子育て支援事業計画」における具体的施策を加え、施策を展開していきます。

＜具体的施策の分類＞

(☆)：子どもの貧困対策推進計画の単独施策

(◇)：子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策を加えた施策

なし：子ども・子育て支援事業計画と共通している施策

基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

施策の方向性：(1)「確かな学力」と「生きる力」の育成に向けた支援

子どもが健やかに・伸びやかに・心豊かに育ち、将来の夢と希望を持って成長していけるよう、生まれ育った環境に左右されず、確かな学力と「生きる力」が身に付くよう支援をします。

① 就学前教育・保育の充実

就学前の子どもが健やかに伸びやかに心豊かに育つよう、家庭・幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育の充実を図ります。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にすることを育てる教育・保育を推進します。
教員・保育士等の連携や情報交換	合同での研修会や交流会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質向上	教員・保育士等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあるとの認識を保護者にもってもらい、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないように、家庭教育の啓発に努めます。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもたちが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう、子どもを通じて家庭に働きかけます。

② 学校教育の充実

すべての児童・生徒が学ぶ意欲を高め、将来の夢と希望が持てるよう、学校教育の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、小中一貫教育の成果や課題、学習達成度の状況等を含めた学校情報を家庭や地域に積極的に発信します。また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進めます。
小中一貫教育の推進	子どもたち（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性をはぐくむ小中一貫教育を推進します。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。
ひきこもりや不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなどを通して学校復帰への支援に努めます。
教員等の連携や情報交換（☆）	合同での研修会や交流会を実施するなど、教員等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
教員等の資質向上（☆）	教員等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。

③ 学習支援の充実

生活保護・生活困窮世帯等に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。

具体的施策	内容
放課後学習の支援（☆）	学習環境が整わない子どものために放課後に学習支援を行うことで学力の向上に努めます。
学習環境の充実（☆）	問題を抱える子どもに対して学習方法のアドバイスや学習環境を整備するなど環境の充実に努めます。

④ 体験と交流の学習機会の促進

子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実します。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実します。
職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実します。
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動の情報収集を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供します。

施策の方向性：（２）生活習慣の確立に向けた支援

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、健診・訪問などを通して生活習慣の確立を目指すとともにさらなる食育の推進を図ります。

① 保健対策の充実

健康診断や家庭訪問、相談事業を通じ、育児（環境）について保護者が理解できるよう、個別性に応じたアプローチを行うことで生活習慣の確立を図ります。

具体的施策	内容
母子健康手帳、父子手帳の交付・活用	妊婦との最初の出会いである母子健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法の啓発とともに、安心して出産や子育てを迎えられるよう、保健師による妊婦全員の面談、支援プランの作成、ネウボラセットの配付を継続して実施します。
個別訪問等による支援	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導事業を充実させ、きめ細かい指導・助言をめざします。また、家事などの支援についても充実を図ります。
ハイリスク妊婦等への支援の充実	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実に努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行います。
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携を強化します。
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診・乳幼児視覚検診及び歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図ります。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、フォロー教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進めます。

具体的施策	内容
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図ります。
産後の母親等への支援	産後に家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを行います。

② 食育の推進

妊婦や、乳幼児、学童期・思春期における子どもの発達・成長段階に応じた食育の推進を通じて生活習慣の改善・向上を図ります。

具体的施策	内容
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、パパママ教室や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進します。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。
学童期・思春期の食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。

施策の方向性：（３）青少年の健全育成のための取組

子どもや青少年が健全に育つため、教育環境の整備・充実、有害環境対策などを行うとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めることにより、青少年の健全育成に取り組みます。

① 教育環境の整備・充実

青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発します。
社会における教育	青少年の人間性や社会性をはぐくむため、異世代間交流や、地域の行事など、さまざまな機会において、教育を行います。
有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。
インターネット、SNS 等の閲覧防止対策の啓発	インターネット、SNS 等への有害環境対策として、フィルター機能などの防止策の啓発に努めます。

② 地域における支援の充実

地域における子育てを応援することができるよう、身近な地域での声かけを行うことを働きかけるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう町内会・自治会や各家庭に働きかけます。 また、地域活動や行事への参加等による地域交流を促進します。
子育て家庭支援についての講習	関係機関同士の連携を深めるための講習会やセミナー等を開催し、地域ぐるみで子どもを育てる意識の向上や、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

施策の方向性：（４）社会的養護が必要な子どもへの支援

児童虐待への対応や児童養護施設等との連携を進めることで社会的養護が必要な子どもへの支援を行います。

① 児童虐待への対応の充実

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。
虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実します。
子ども家庭総合支援拠点の設置	国において、令和４年度までに設置することを目標にしている「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。

② 児童養護施設等との連携

児童相談所等の児童養護施設等との連携の強化や、市民や関係機関等への周知・啓発を図り、社会的養護が必要な子どもへの支援を行います。

具体的施策	内容
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。
早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所全国共通ダイヤル「189」による情報提供等を呼びかける啓発を行います。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。

基本目標２ 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

施策の方向性：（１）安心して子育てができる環境づくりの推進

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援をすることで安心して子育てができる環境づくりを推進します。

① 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

子育て世代包括支援センターや妊娠・産後支援を充実させることで、妊娠期から切れ目のない支援を推進します。

具体的施策	内容
子育て世代包括支援センターの強化・充実（◇）	妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について子どもの貧困対策という観点からも支援できるよう強化・充実を進めます。
妊娠・産後の支援の充実（☆）	妊娠中から産後までを継続してサポートできる支援を充実します。

② 支援する人材の資質の向上

子育てを支援する職員の養成や資質向上により、家庭の生活安定と自立に向けた支援を行います。

具体的施策	内容
子育て支援の知識をもった職員の養成	子育て支援に関する制度等について幅広い知識をもった職員を養成します。
職員の資質向上（☆）	子どもの貧困に関する現状・問題・課題を認識し、対応できるよう職員の資質向上に努めます。

施策の方向性：（２）生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策

生活保護・生活困窮者世帯、ひとり親に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行います。

① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の強化

生活保護・生活困窮世帯等に対して、就労相談や技能取得などの支援を行います。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行います。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努めます。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行います。

② 経済的負担軽減の取組の推進

各種施策の実施により、経済的に困難な状況にある家庭への支援を行います。

具体的施策	内容
子育て家庭に対する手当の充実への取り組み（◇）	子育て家庭に対する各種手当制度の充実に向けて検討するとともに、国や京都府へ子どもの貧困対策の観点もふまえて要望を行います。
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給については、今後も継続実施していきます。子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望します。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者や民間施設利用者について、利用料の軽減等を検討します。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行います。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

生活保護・生活困窮者世帯等が抱える様々な課題を早期に発見し、解決に向けた支援を行います。

具体的施策	内容
生活課題の早期発見・対応（☆）	生活保護・生活困窮者世帯等が抱える課題を早期に発見し対応します。
家計に対する支援（☆）	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者に対し、支援を行います。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。

施策の方向性：（３）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して、相談体制の充実、就労・経済的支援など様々な支援を行います。

① ひとり親家庭への相談等の充実

ひとり親家庭からの、生活、就労、教育等様々な問題に対して必要な情報提供や相談・支援を充実します。

具体的施策	内容
相談窓口の充実	経済的困難を抱える家庭のさまざまな課題について、総合的に相談できる窓口を設置するとともに、より相談しやすい窓口のあり方についても検討を進めます。

具体的施策	内容
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門の人材との連携によって資質や専門性の向上に努めます。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や京都府、市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。

② ひとり親への就労・経済的支援の充実

ひとり親家庭に対して、ハローワーク等と連携し、就労支援を行うとともに、様々な経済的支援の充実を図ります。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行います。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努めます。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行います。
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	ひとり親家庭を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。

基本目標 3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

施策の方向性：(1) 相談窓口や情報発信の充実

地域・関係機関を含めた相談窓口の充実を図るとともに、不安や悩みを抱えることのないよう情報発信の充実を図ります。

① 相談窓口の充実

様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図ります。

具体的施策	内容
相談窓口の充実	経済的困難を抱える家庭のさまざまな課題について、総合的に相談できる窓口を設置するとともに、より相談しやすい窓口のあり方についても検討を進めます。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門の人材との連携によって資質や専門性の向上に努めます。
多様な方法による相談事業の実施（◇）	メールを活用するとともに、多様な方法により、子育てや貧困に関する相談を充実します。また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発していきます。

② わかりやすい情報発信の推進

子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、様々な媒体を活用したわかりやすい情報発信の推進に努めます。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府において利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報紙、パンフレット、インターネット、SNS 等によって総合的に提供します。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するよう努めます。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ親が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えるとともに、親子の情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努めます。

具体的施策	内容
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を収集し、行政が行っている事業とともに広報していくよう努めます。

施策の方向性：（２）地域・関係機関との連携した支援体制の整備

地域・関係機関が主体的に支援に参画できる環境の整備を図ります。

① 多様な子育て支援事業への支援

地域・関係機関が主体的に取り組む多様な子育て支援事業の充実に向けた支援を行います。

具体的施策	内容
多様な子育て支援事業の充実（☆）	地域やNPO等が新たに貧困対策にかかる取り組みがしやすいように、多様な子育て支援事業の充実を図ります。

② 地域・関係機関との支援体制の推進

地域・関係機関と子どもの貧困問題を共有するとともに、地域全体で気になる子どもや家庭を見守るネットワークづくりを進め、多様な支援を提供できる体制づくりを進めます。

具体的施策	内容
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わるさまざまな関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めます。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を収集し、行政が行っている事業とともに広報していくよう努めます。
各種団体への研修などの支援	地域における町内会・自治会活動や子ども会、PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努めます。
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関するさまざまな市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めます。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応します。
定期的な会議、情報交換などによる連携	地域の医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けます。

③ 庁内の推進体制の構築

庁内における推進体制を構築することで、計画がより具体的に進められるよう取り組みます。

具体的施策	内容
計画推進庁内会議の充実 (◇)	子ども・子育て支援事業計画で設置している「計画推進庁内会議」を充実させることで子どもの貧困対策推進計画に基づく取り組みや施策を推進するとともに、庁内の連携強化を図ります。

施策の方向性：(3) 国・府等と連携した取組の推進

本市と国・府等とが連携した取り組みを推進することで、貧困対策をより具体的に推進し、各種施策を充実できるようにします。

① 国・府等における各種施策との連携

国・府等が定める各種施策と整合・連携を図ることにより、子どもの貧困対策の充実を図ります。

具体的施策	内容
国・府等の各種施策との総合的・一体的な推進（☆）	本計画で定めた施策が具体的に取り組めるよう、国・府等が定める各種施策との総合的・一体的な推進を進めます。
国・府等の各種計画との整合・連携（☆）	本計画で定めた計画が実現できるよう、国・府等が定める各種計画を把握し、整合・連携を図ります。

② 調査研究・情報収集の実施

子どもや保護者の生活状況についての調査研究や、各種情報を収集し、現状等を適切に把握することで今後の計画・施策に反映するとともに、各種事業の充実に努めます。

具体的施策	内容
ニーズ調査の実施（☆）	ニーズ調査の実施し、その結果を計画策定に反映させるとともに、適宜計画の見直しを図ります。
情報収集の実施（☆）	各種情報を収集することで、適切な事業実施を行います。